

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第14号 光市職員定数条例等の一部を改正する条例

説 明：蔵下教育総務課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○森重委員

ページ数といいますか、全般なのですけれども、新たな教育委員会制度に対応するための条例改正の議案であるというふうに認識しております。

特に、この14号は、主に新教育委員会制度の教育委員長と教育長を一本化した新たな新教育長にかかわるところの改正というふうに捉えていますけれども、この4月1日から施行されます地方教育行政法、スタートをいたしますけれども、少し理解を深めるために、伺いをしてみたいというふうに思います。

経過措置として、教育長が、なお従前の例により在職する場合においては、改選前の規定はその効力を有するという事で、光市の場合は現在の教育委員会体制で継続をされるということというふうに思います。

だから、在任中の教育長が任期満了まで、現行制度でいろいろこれからの仕事をされていくということですが、当面、今後の取り組みとして、総合教育会議の設置、また大綱の策定等がスタートしてまいります。

これはどのようなことをされるのか、そしてまた4月1日からのスタートですけれども、どのようなスケジュールで行われるのかを、まずお聞きいたします。

○蔵下教育総務課長

まず、総合教育会議の設置につきましては、先ほど委員さんからございましたように、本年の4月1日からスタートすることとなります。

総合教育会議設置の意義でありますけれども、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確化をされてくるということでございまして、今後、首長と教育委員会が協議、調整をすることによりまして、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能となります。

今後、検討、調整をしていかないといけない部分もございしますが、法改正によりまして、この総合教育会議は首長が招集しまして、構成員、メンバーは、首長と教育委員会ということになります。

協議、調整事項につきましては、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命、身体の保護と緊急の場合に講ずべき措置等でございます。

具体的に、総合教育会議を新年度、いつからスタートしてというスケジュールにつきましては、首長が設置するということでございまして、今後、関係所管と調整しながら進めていきたいと考えております。

○森重委員

わかりました。

この教育委員会改革では、これまでやはり責任体制や迅速な対応に関して、制度的ないろんな課題が指摘をされていたところで、今回のこのたびの新たな新教育調整や総合会議で、さまざまなものが期待されていくことと思っております。

この制度改正は、予算上で語る部分が一応ありませんので、今回、条例の中でちょっと触れさせていただきました。時の問題でもありますので。

しかし、光市の教育行政において、やはり首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、今後、地域の教育課題について、いろいろ民意を反映した教育行政を推進していく上での重要な今回のこの改正であると思いますので、ぜひ実り多い制度にしていきたいというふうに思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第19号 光市いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例

説 明：石丸学校教育課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

53ページに、いじめ問題対策協議会と問題調査委員会ということで御説明いただきましたが、この委員のメンバーについてなのですが、これ、2つの協議会、委員会のメンバーは、同じ人が兼ねることも可能なのかどうかお聞かせください。

○石丸学校教育課長

対策協議会と調査委員会は、趣旨が異なっておりますので、兼ねることは可能ではあるかと思いますが、今のところはなるべくなら別の人選というのを考えております。

○田中委員

はい、わかりました。

それで、学識経験者ということで組織の中に入ることなのですが、これは市外の第三者の方が入られると考えていいのか、お聞かせください。

○石丸学校教育課長

対策協議会のほうは、光市の実情に詳しい方ということで、光市にかかわりのある方

を考えております。

調査委員会につきましては、調査の客観性ということで、光市ではなくて第三者的な立場にある方というものが適任やないかと考えております。

○田中委員

今、客観的という言葉も出たのですが、これ、調査検証委員会のほうにかかわってくるのかもしれませんが、保護者とかP T Aといった、いわゆる学校関係者側の参加というのは可能なのでしょうか。

○石丸学校教育課長

今、いじめ問題の対策協議会のほうは、P T Aの参加を考えております。小中学校のP T Aの参加ということでございます。

調査委員会のほうにつきましては、学識経験者ということで考えておりまして、主に専門家ということでメンバーを考えております。

○田中委員

はい、わかりました。

それで、55ページの第28条のほうに、（１）（２）のほうで、「いじめにより学校に在籍する児童等の生命、人身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」とあるのですが、この同じようなことが（２）にもあるのですが、これの判断というのはどなたがやられるのか、校長がやられるのか、教育委員会がやられるのかというところをお聞かせください。

○石丸学校教育課長

学校から報告がまいりますので、学校と教育委員会が状況を把握した上で、教育委員会が設置を判断いたします。

○田中委員

はい、わかりました。

○森重委員

今、いろいろお聞きしました。

このいじめ問題、いろいろ調査会、検証委員会とかいろいろ会が設置されることによって、いじめ基本の方針も策定されておりますし、こういう問題に対してはいろいろ重層的に対応していけるということになると思います。

ここでもやはり教育委員会の附属機関と市長の附属機関ということで、やはり教育委員会とやはり首長、相互の連携ということが、非常に重要かつ今後の課題になってくると思うのですけれども、こういうことをやっぱり迅速に対応していく体制の中で、総合教育会議というものは、どのよう、これはちょっとここで言っているのかどうか分かり

ませんが、そのあたりが関連してくるというふうに捉えてもいいのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

先ほど、総合教育会議の調整協議事項を申しましたが、その中に当然そういった形でいじめの関係の調査あるいは研究についても協議ができるものと考えております。

○森重委員

いじめの問題は、大変にやっぱり昨今もいろいろテレビ等でも深刻な問題になっておりますけれども、やはりこういう組織がやはり十分に整ったとしても、なかなか実態がわからないってところが、やっぱりいじめの世界というふうに言われております。

地域の問題は、今後、やはり地域の連携、情報、やはり見守りで大事に至らせないという安心安全のまちづくりという観点からも、やはり自立したまちづくりの一環であるというふうに捉えております。

そうした情報や対策の検討を行える場としても、先ほどの教育総合会議というものが、やはり重要な役割を果たすものと考えておりますので、やはり新教育制度にも関連の深い今回のこの条例と思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○西村委員

説明を聞いて、二、三聞きたいのですが、54ページの光市いじめ調査検証委員会、これは光の市立の小中学校が対象ということになるのでしょうか、附属小学校、中学校はどういう扱いになるのですか。

○石丸学校教育課長

附属小中学校は、所管が違いますので、この委員会のほうで協議することはできないと考えております。

○西村委員

それは、例えば対象者は、加害者と被害者というふうに言えばいいのかわかりませんが、どちらかの対象者が光市立の学校に属していれば、この委員会は機能できるというふうに理解していいのですか。

○石丸学校教育課長

いじめに関しては、その被害、加害の関係がどういうふうな形で、例えば複数の市にまたがっているとか、いろんなことが想定されますので、その事案のケースに応じて、その部分については、この委員会で扱うかどうかを考えていく必要があるかと思っております。

○西村委員

わかりました。

もう一つ、最近あった事案で、無職の未成年者が、対象は中学生で、事件がありましたけれども、例えば市内の公立高校あるいは私立高校の関連といいますか、今ごろはもう携帯電話でLINEとかいう、私たちのわからない世界があって、いろんなものが広域になっているので、そういう連携といいますか、市内の小中のことについてはこの組織でいいのでしょうか、公立高校や私立の高校にも、こういういじめ対策の協議会のようなものがあって連携ができるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○石丸学校教育課長

県立学校につきましては、県のほうが同様な条例を制定しまして組織もつくっております。

私立につきましては、現時点では把握しておりません。

○西村委員

わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

③議案第1号 平成27年度光市一般会計予算(教育委員会所管分)

説 明：蔵下教育総務課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、3項目ほどお聞きします。

最初に、簡単なところで195ページからまいります。

195ページ、教育庁舎管理事業の中の中段に、清掃委託料79万円がございますが、この委託の発注方法について教えてください。

○蔵下教育総務課長

これは光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に基づいた入札による長期継続契約で、平成24年から3カ年の契約となっております。

○笹井委員

わかりました。

24年から3カ年というと、次の更新の発注時期っていうのはいつごろになるのでしょ

うか。

○蔵下教育総務課長

期間が平成24年10月 1 日から平成27年 9 月30日までの契約になっております。

○笹井委員

わかりました。平成27年度中に、また更新のための手続が、発注とかがあるということですね。

次にまいります。

予算書にあらわれてないので、予算概要のほうで聞くのですが、29ページに、予算概要の29ページのところに（仮称）光市学校の将来あり方検討会議設立というのがあります。4万5,000円、これが予算書でどこにあらわれておるのかというのと、これは結局何をするのか、今説明がなかった、結構大きい話だと思うのですが、これを、どう何をするのか教えてください。

○蔵下教育総務課長

予算書上では191ページの事務局運営事業で先ほど御説明いたしましたけれども、上から2行目の講師謝金等の3万3,000円、その3行下の費用弁償に予算化しております。

この（仮称）光市立学校の将来のあり方検討会議でございますが、今年度、教育開発研究所、教育環境部会におきまして、調査、研究中である今後のあるべき学校像に係る研究報告等を踏まえ、また文科省が本年1月に、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を作成しておりますので、当該手引等も参酌いたしまして、子供たちの教育環境の充実と教育力の維持、向上の観点から幅広く議論を進め、光市立学校の将来のあり方についての構想案を取りまとめるための検討会議でございます。

○笹井委員

予算概要のほうに出ていますし、結構これ大きい問題だと思います。

一般質問でも、同僚議員が取り上げたことがあろうかと思いますが、ここを光市としてどう取り組むのかというのが、見えるべきだと思いますし、私もそれを知りたいと思います。

ですから、例えば学校の統廃合に向けて取り組むのか、それとも統廃合する必要があるかないか、その辺から検討するのか、その辺はどう取り組むのか、そこをわかりやすく教えてもらえないでしょうか。

○蔵下教育総務課長

これは今、教育開発研究所でも調査、研究をしているところですが、これまで本市教委としましても連携・協働を重視した学校づくりについて、今、進めているという中で、まずは現状、そういった取り組みを整理する中で、各校区の取り組みの成果等も踏まえながら、いわゆる光市立の学校全体にわたって、今後のあるべき学校像について検討す

る。ですから統廃合とかということではなくて、要は子供たちの教育環境の充実と教育力の維持、向上の観点から、今後、学校はどうあるべきかということを議論あるいは検討を進める。その中で、国が出しておりますその適正規模・適正配置等に関する手引等もございますので、そういったことの中で光市立学校の将来のあり方を検討していこうということで、現状すぐ統廃合とかということではなくて、そういった観点からの検討をしていくということでございます。

○笹井委員

過去にも、何年か前の予算で似たような研究事業がありましたけど、結局、何か小規模校のアンケートだけとって終わってしまったのではないかなと、私はそういうふうに認識をしております。

予算説明資料の中にはきちんと、予算説明資料の中には60ページから63ページにありますけど、今後の小中学校の人数の見込みが出ているわけです。

これ見ますと、今後5年ほど出ていますけど、小学校はもう複式で、しかも飛び複式になると、中学校も学校によっては平成30年には最低で1学年42人、43人と、37人っていうのもありますね、一番少ないところでは。

というところが出てくると、だから中学校としては極めて規模が小さいという、これはもうデータですからもう間違いないところで、もうこれが見込まれておるわけですから、そこで今のようないまだどっちの方向に行くのかわからないような説明というのでいいのだろうかというの、私は疑問に思っています。

こういう予算立てがされて、取り組むということ自体は評価をいたします。

では、最後の項目に行きましょう。

同じく、予算概要のほうで、予算書で言うと歳入に行きます。

16ページで、使用料、手数料のところになると思います。

今、説明がなかった部分を聞くのですが、この企画のほうで取りまとめた予算概要の11ページには、使用料、手数料の改定で、自動販売機売上手数料の徴収という方針が定められていますけれど、まずそういう方針があるということは、教育委員会としても把握をされている、理解されていますね。

○蔵下教育総務課長

財政健全化の中で、売上手数料ということで50万円の目標額ということになっていまして、それは把握をいたしております。

○笹井委員

その上で、教育委員会所管で自動販売機が何台あるのか、使用料、手数料というのが、この16ページからの予算書の中には細かくそこまで書いてないのですが、幾ら見込んでいるのかと、そしてその使用料、手数料の徴収向上に向けて、どのように取り組むのかお答えください。

○亀山体育課長

体育課の所管分の自販機については、17台設置をされております。

使用料の手数料については、売れた数にもよるので、この辺は一概にはなかなか明確にはできませんが、大体、総合体育館、スポーツ公園、大和スポーツセンター分で200万円程度を見込んでおります。

その他については、本数もばらつきがありますので、出来高払いというか、そういうふうな収入になると思います。

○笹井委員

数字がよくわからなかったのですが、200万円というのは販売額ですか、それとも市に入ってくるお金でしょうか。

そして、一応、市に入ってくるお金を向上させるという市の方針があるわけですが、それに対して教育委員会としてはどのように取り組むのか、そこも方針がありましたらお答えください。

○亀山体育課長

ただいま申し上げました収入については、これは市の歳入には入っておりません。指定管理なので、指定管理者のほうに入っております。

今後については検討課題ということで、財政の健全化計画にも上がっておりますので、それを踏まえてどうするのかというところを、今後、検討していくということでございます。

○笹井委員

では、今現在の制度としては、自動販売機をいくらふやしても、あるいはその売り上げが減っても市の財政には全く影響がない、現行はそういう制度であるということでしょうか、そこをわかりやすく教えてください。

○亀山体育課長

指定管理者のほうの収入になりますが、一方では指定管理の委託料というので、管理委託をしていますので、その売り上げが市のほうに入ってこなければ、管理委託料で賄っていくような形にはなろうかと思っております。

○笹井委員

市として、自動販売機売上手数料の徴収を向上させるという目標があるわけですから、台数をふやすとか売り上げをふやすという策を講じて、それで直接お金が入ってくるのか、それとも委託料の軽減につながるか、いずれかの形で市の財政に貢献するような制度設計が必要だと思います。

今、現行は今のお話ですと、これからどうするのかという部分が、私としては今現在では見えませんでした。先ほど検討するというお話がありましたので、また今後この

ことについては、またお尋ねをしていきたいと思います。

○田中委員

1点だけお聞きします。

予算書の197ページのコミュニティ・スクールコンダクター活用事業ということで事業が上がっているのですが、これの目的と内容とスケジュール等の、少し詳細を教えてくださいいただければと思います。

○弘実学校教育課主幹

コミュニティ・スクールの件でございますけれども、コンダクターにつきましては、県が立ち上げましたやまぐち型地域連携教育推進事業で行われるものであります。この事業の趣旨といたしましては、小中合同の学校運営協議会の設置や、そのすぐれた取り組みや課題の共有、普及を図ることによって、やまぐち型コミュニティ・スクールの3つの機能である学校支援、学校運営、地域貢献を促進し、全ての学校の教育水準と学校経営の質の向上を目指すというもので、この事業の中で、コンダクターが配置されるものであります。

コンダクターの役割につきましては、中学校区における小中合同の学校運営協議会や各学校運営協議会の指導、支援を行うことで、コミュニティ・スクールの充実を図るとともに小学校と中学校の支援等をつなぎ、小中9年間の学びや育ちを学校、家庭、地域全体で見守り、育てる取り組みを推進するということになっております。

来年度から始まる事業ですので、本市におきましても、県で開催されます山口県コミュニティ・スクール推進協議会等へこのコンダクターと一緒に参加いたしまして、その中で県の進んだ取り組み等、県内のいろいろ進んだ取り組み等、情報交換いたしまして、光市のコミュニティ・スクールの水準を上げる取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○田中委員

了解しました。

今まで小学校、中学校と、それぞれコミュニティ・スクールが活性化していく中で、小中連携ということで、やまぐち型のコミュニティ・スクールを進めていくっていうことで理解しました。

○森重委員

コミュニティ・スクールをもう少しお聞きしたいと思いますが、企画のほうの予算概要の案のほうですけれども、ページ上、48ページのコミュニティ・スクール推進事業のところで、新しい学校運営組織、学校運営協議会を設置し、交付金を交付、その後の「コミュニティ・スクール研究協議会を設置し」というのも、このあたりを詳しくお聞きできれば。

○弘実学校教育課主幹

山口県におきましては、コミュニティ・スクールの指定を県下全ての小中学校に進めたいというふうに考えております。

その中で、まだ現にコミュニティ・スクールが設置されていない市町もございます。

光市の場合は、既にコミュニティ・スクールが設置されておりますので、本市におきましては、コミュニティ・スクール推進協議会に当たるものは既に設置されております。

全体の方向性を協議するとともに研修会を兼ねまして、年間２回ほど研究協議会のほうを開催しておりますので、本市におきましては新たにこのような協議会を立ち上げる必要はないかというふうに考えております。

○森重委員

このような協議会も、もう光市は立ち上がっているということで、市内の各学校のやはり水準維持、向上ということで、こういうものをお持ちと思います。

また、あわせて県事業のコンダクター事業も入ってまいりますので、光市のやはり強みでもあります、このコミュニティ・スクールの推進事業、全くかけ離れますけれども、新たな今回の「ひと・まち・しごと」のそのあたりにでも、やはりこのコミュニティ・スクールは人の流れをつくるといいですか、地方への新しい人の流れをつくるというふうな政策パッケージの中にも含まれている事業でございますので、コミュニティ・スクール、今後、やはり大きなこれが力に、やはり積み上げていくことによって大きな地域の力に、自活していけるまちづくりの大きな力になるものと思いますので、しっかりこのような県事業も入ってまいりますので、不動なものにしていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

もう一つお聞きいたしますのは、予算書、199のフッ化物洗口業務委託です。

これ、今回、新たなちいさな事業ではございますけれども、詳しく。

○委員長

教育総務課の所管を、今、質疑していますので、そのあたり、よくわきまえて質問お願いいたします。

○森重委員

わかりました。一応、終了いたします。

○田中委員

予算書193ページの連携・協働教育推進事業は、ここでもよかったですか。

これが当初予算の概要のほうの48ページにもあって、幼保小連携による就学前教育と小学校教育の円滑な接続ということで説明が書いてあるのですが、これの保護者に対するアプローチについて、お聞きしておきたいと思います。

○石丸学校教育課長

この事業につきましては、15歳までを見通した具体的な取り組みということで、幼保小中の連携を推進するために行っているものでございます。

年間2回の、まず大きくは年間2回の、年間1回の協議会、それから研修会、こういったものを通して、幼保小中の連携を進めているところでございます。

それから、あわせて各中学校区を中心として、5中学校区それぞれがまた小中の連携を進めておりまして、そういった中で、まず教職員間の連携、ここに力を入れております、現段階では。

ですから、PTAへの連携という部分につきましては、まだ事業そのものが2年目が終わるところでございますから、そこまでのアプローチというか、そこまでは具体的なものとしては上がってきておりません。

○田中委員

わかりました。

協議会とか研修会とかに行って、教職員の方たちの意識向上、連携を行っているということなのですが、これはなかなか保護者の立場までいくと、なかなか理解してないというところもありますので、その辺はしっかり保護者にまで届くような取り組みをお願いしておきたいと思います。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

説明：蔵下教育総務課長 ～ 別紙

○林委員

先ほど199ページの上のほうです。小学校費のところ、先ほど土地借上料三井小学校などって今、課長さんおっしゃいましたけど、ほかにもございますのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

塩田小学校の運動用地も借地で借りております。

○林委員

毎年これも計上されているやに思いますけれど、これは何年ぐらいお借りしてらっしゃいますか、わかれば。

○蔵下教育総務課長

三井小学校の運動用地でございますが、明治30年ごろに現地に建っておるということで、借り上げた記録が残っておりますのは、一番古いもので昭和28年ぐらいから借り上げている記録が残っております。

塩田小学校につきましても、同じく現状の場所に明治12年ぐらいに建てておりますので借り上げがいつかというのも、かなり古いものというふうに考えております。

○林委員

今、お聞きしますと、かなり古いというか長く土地を貸していただいているやに思いますけれど、毎年この件で出ますけれど購入に向けて見通しはというか、折衝されたり毎年されておりますけれど、今現在では見通しは立っています。借上代でなくて購入のほうで見通しはいかがでございましょうか。

○蔵下教育総務課長

これは、所有者の意向もありますが、毎年契約時に趣きまして、さまざまな話をさせていただいているところですが、売買という形ではどうも所有者も希薄な部分がございます、代替という話は出たことはあります。

ただ、代替ということになりますと、先ほども申し上げましたとおり、三井小学校でも3,800平米程度の広さがございますので、代替というのも難しいかなということで、今後もそういった契約締結時の機会を捉えまして多角的に協議を進めていきたいと考えております。

○林委員

大変、御努力もなさって、所管としては大変な御努力もされているやに思いますし、理解はいたしました。今後とも努力していただきたいなと思っております。

それと、続いてよろしいでしょうか。

201ページのところにございます就学援助事業のこれは小学校費のほうですけど、中学校費の就学援助は205ページになりますけれど、これがどうこうというのではないのですけど、いわゆる前年度何名ぐらい、また今回ふえているかどうかというその部分を教えていただきと思います。

○蔵下教育総務課長

これはあくまで26年度見込みで、まだ受付をしている最中でありますので、具体的な数字ではないのですけど大体小学校で790名ぐらい、中学校でいけば420名程度になろうかと、今、考えております。

○林委員

理解いたしましたけれど、これはずっと以前に比べてふえておりますか。どうでしょうか。何年か前に比べては。

○蔵下教育総務課長

主要施策の成果でもお示しをしておりますが、人数的には若干ふえてきておりまして認定率としましては、約3割程度の人が就学援助受給者という状況でございます。

○林委員

理解いたしました。ありがとうございました。

○田中委員

1点だけお聞きします。

当初予算のほうの概要のほうの48ページにあるのですが、トイレ改修工事を上げてあるのですが、これが学校からの要望も多いとは思いますが、これの整備計画。この内容と整備計画についてお聞きしたいと思います。

○蔵下教育総務課長

トイレの改修につきましては、平成25年度においても室積小学校のトイレ改修をしております。御承知のとおり現在一般家庭のほとんどが洋式便所になっておりまして、児童生徒のほとんどがそういった洋式便所を望んでいるという現状がございます。そういったことから、市教委とすれば安全で快適な学校環境を整備するということは重要な課題でございますので、できれば年次的に計画的に進めていきたいと考えておりますが、具体的な計画ということでいきますと、今後、関係所管と連携して詰めていきたいと考えております。

○田中委員

これが説明のほうを見ると、合併特例債対象事業ということで書かれているのですが、その市内の小中学校を考えたときに特例債の期限もありますので、まだ具体的な計画というものが必要ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○蔵下教育総務課長

委員言われるとおり、合併特例債が平成31年度までということになりますので、先ほど申しましたとおりそういう計画に洋式化も進めていきたいと教育委員会としてはそういう気持ちはありますけれども、ここは今のそういった期限等も踏まえまして、年度ごとに関係各課と十分協議調整の上行っていくと言いますか、検討していきたいと考えております。

○田中委員

現場の声も一番よく聞くとお思いますので、ぜひ、教育委員会のほうから強い要望を出して早い整備ができるようによろしくお願いいたします。

○森重委員

199ページのフッ化物洗口を先ほど説明いただきましたけども、これはことしから歯科医師会さんのほうへということ、その意義づけをお聞きしたいと思います。

○蔵下教育総務課長

フッ化物の洗口指導でございますが、現在、乳歯から永久歯に生えかわる学童期に虫

歯のない健康な歯と口腔をつくるために、フッ化物洗口を各小学校で現在実施しております。

これは昭和52年より歯科医師会の指導のもと、毎給食後実施をしておるところでございますが、このたび予算化をさせていただいたというのは、今後歯科医師の適切な指示を担保するという理由から業務委託をする。つまり、コンプライアンスの担保ということで39万6,000円を計上しているということでございます。

○森重委員

すばらしいことと思うのですが、しっかり医師会さんとの今後の市のいろんな連携等も図れるところでもありますし、この長い歴史があるということで結構県や、一度、一般質問をしたことがございますけれども、県内でも珍しいし全国でも珍しいと。これを継続してやっているところが、やはり専門的な歯科医師会何かから見ると、歯科の先生から見ると非常にこれはすばらしい取り組みということで評価を得たこともございますので、ぜひ、こういうものをやはり検証ができるかどうかはわかりませんが、そういう成果が必ずそれはあると思うのです。ちっちゃいときにそういうことをきちっとされているという学校、総体としてそれをやっているということは、子どもの歯の健康というか生涯にわたって歯の健康というか、生涯にわたって大事にしていく歯、歯を守るという観点からぜひお母さん方にもここはこういうことをしているということを訴えていかなければいけないところだと考えております。

ぜひ、今回はそのように専門的な先生に入っただけということで、なお、いろんな子どもたちの生涯の歯の大切さみたいなところの指導もあると思いますので、ぜひ、期待をしたいと思ひますし、よろしく願いをいたしたいと思ひます。

○四浦委員

199ページに小学校の教育振興費の中で教育用コンピューター機器借上料、ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、簡単にお尋ねします。

それから203ページ、これ中学校の同じく教育用コンピューター機器借上料なのですが、これはどういう形態の借上方をしているのか。それから基数、数が幾らかというのを教えてください。

○蔵下教育総務課長

まず借上方ですけれども、小学校におきまして、全小学校児童用のパソコンと大和地域の教師用のパソコンをリースで借り上げております。

中学校におきましては、生徒用のコンピューターとして全5校借り上げておりますし、大和地域の教師用コンピューターもリースで借り上げております。

それから、今、基数の話が出ましたが、小学校につきましては、児童について186台、大和地域の教師用パソコンが34台、中学校ですけれども、たまたま数字が一緒なのですが、生徒のリースが186台、それから大和中の教師用が16台ということになっております。

○四浦委員

数はわかったのですが、1年ごとの毎年こういう借入料ということになるのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

このパソコンリースは長期継続契約によるリースでございます、5年の長期継続契約になっております。

○四浦委員

5年のリースということはわかったのですが、これは1年分の借上料というふうなことでいいのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

委員仰せのとおりです。

○四浦委員

メーカーというのはどういうメーカーになっていますか。それは競争原理が働いたものなのでしょうか。そうでないものなのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

この長期継続契約は、入札によっていますから、競争原理が働いております。

○四浦委員

わかりました。

引き続き、196ページからある小学校費並びに中学校費、全般にわたることだということでお尋ねをしたいのですが、川崎市で非常にショッキングな中学校1年生の多摩川河川敷で殺害された事件がありました。この中学校1年生、それで3点ほどお尋ねしたいのですが、まず、はじめにこの中学校1年生は年明けから不登校になっていたということでありましたが、教育委員会として方針をお持ちだと思うのですが以前にもこれは同僚議員が一般質問等で不登校問題を取り上げたところがありますのですけれども、当時の答弁を読み直してみると私が主観的に見過ぎるかもわかりません。抽象的でありまして、不登校に対する対応方針というものがどういうものか概括していただければと思います。

○石丸学校教育課長

どの児童生徒もその学校に来て充実した学校生活、学習活動を行うことが前提になりますから、どの児童生徒も学校に来てそういう活動を行えるような状況をつくっていくということが、まず一番大事なことから思っております。

そのための具体的な対応として、さまざまな課題から学校に登校することが難しい児童、生徒が出てきては実際におりますので、その対応といたしまして、1日目の電話連絡、それから2日目からは家庭訪問なり電話連絡と家庭訪問。それからさらにそれ以上続いた場合には、対応チームをつくりまして、あるいは市教委、専門家とも連携しながら長期化にならないような対応していくというのが方針でございます。

○四浦委員

集団化しているということから、この川崎市の事件よりもずっと高度な形で取り組んでおられるということがわかりました。担任が家庭訪問や自宅への電話を繰り返して、本人との連絡を試みて非常に担任そのものは努力していたというのは、川崎市の事件はそうだったのです。

しかし、どうも集団化していない。複数、あるいはもっとチームをつくっていうふうなことで中期、長期にわたる不登校児童に対する。あるいは生徒に対する対応というのをやっていたということだったのです。

光市の場合は、それよりぐっとレベルを上を上げているということはわかりました。以前、私どもが視察に行ったとき熊本の山鹿中学校が愛のワン・ツー・スリー作戦というのをやっていたようでありますが、最初は電話。2回目は3回目はということです。ずっと集団化もしていくというようなことがあって、非常に注目をされたのですが、それから次に子どもが親に大人にSOSを発信する雰囲気づくり。

これは非常に難しいだろうと思うのですが、どういう形でそういうことがSOSを発信しやすいように、子ども同士はあったかもわからないけども、親にまで伝わってなかったとか。教師に伝わってないとか、深刻な自体があったときに。

そういうことに対してはどのような対応しているかというのを、ごくかいつまんで述べていただければと思います。

○委員長

四浦委員、予算審議でありますので、議案の案件について質疑でというふうに思っておりますが、よろしくお願いいたします。

今の件については通告何かあったのでしょうか。回答できますか。これだけ回答だけ許可いたします。

○石丸学校教育課長

川崎の事案も含めまして、家庭がどのような状況にあるかというのを学校が把握していくことは非常に難しいところもございます。家庭訪問ただけで、どの程度のことかわかるかというのは非常にケースによるかと思います。その支援につきましては、教員だけでは難しいところがございますので、スクールライフ支援員という制度で3人の職員が回っていること、それからスクールソーシャルワーカーというのは家族支援のかなりのノウハウを持った専門家でありますから、その辺りと連携しながらこの家族をどう支援していくのがいいのかという発想。

そこに学校、教育委員会も入りまして対応策を考えていくということが、今、基本的な考え方になっております。

○四浦委員

委員長からクレームがついておりますが、もう1点だけお願いを、お尋ねをしたいというふうに思いますが、今回もいじめ対策協議会設置条例、いじめ防止対策推進法に基づくものが条例として上程をされたわけなのですが、子どもの世界の中でこれは実は、公の場で学校の管理職から出た話でもあるのですが、今のLINEだとかスマートフォンに基づく子ども同士のやりとりをなかなか大人がキャッチできないし、学校を超えてあるいは市の垣根を超えていろいろ特定の子どもに対する中傷誹謗も広がって、非常に苦しい状況に特定の子どもが置かれるというケースがあるようではありますが、光でもそれは例外でないという話を耳にしましたが、これは今のLINEなどにおける弊害についてはどのような対応をしておられるかということをお尋ねしておきたい。

○石丸学校教育課長

そういう情報機器が持つ危険性でありますとか、どういうふうな自体が起こるかということをまず保護者が想定していくことが一番大事かと思います。だから子どもに持たせるに際してどういうことを保護者が考えておかなければいけないかということ。今、各学校におきましては、大体年間1回2回程度の保護者対象の研修を実施しておりますので、そういう情報機器が持つ可能性等については啓発していると聞いております。

○四浦委員

ちょっと歯切れの悪い、そのわかりにくい答弁もいただきましたが、引き続きほかの機会も含めてこの問題は非常に重視をしていきたいというふうに思います。
一応終わります。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

説明：森田文化・生涯学習課長 ～ 別紙

○田中委員

2点ほどお聞きしたいと思います。

213ページの放課後児童クラブ管理運営事業ですが、先ほど説明をいただいたんですが、このたびから4年生を受け入れってということで体制が変わりますので、このあたりで職員の人数は変化があるのか、また4年生の受け入れは見込みほどの人数なのかというところをお聞きしたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

放課後児童クラブ、新年度の利用児童の申請状況の御質問だと思います。

本年度より4年生まで受け入れを計画しておりますが、現在受け付けを継続中でございます。詳細なところはまだはっきりいたしません、おおむね、4年生につきましては当初予定どおりの受け入れとなるという感じを持っております。

職員体制につきましては、予算では42名の予定をしています。現在41名を雇用していますが、42名の予算計上をしております。要因といたしましては、今仰せの4年生の拡大、もしくは特に配慮を要する児童への対応が可能となるような考えを持っております。

○田中委員

わかりました。

それと、もう一つ、このたび新制度変わる中で、6年生までっていう中で4年生を受け入れるっていうことになったのですが、その中で、プライバシーの件とかが問題で4年生から順次っていうお話だったのですが、それを考えると、施設整備のほうも必要になってくるのではないかと思います。このたびの予算で上がってないような感じがするのですが、そのあたりはどのようなお考えか、お聞かせください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

施設整備についての御質問でございますが、先ほど申しましたように、今現在申請を受け付け中でございます。その動向を見ながら、今後、児童の増加傾向、今仰せの高学年への対応でプライバシーの保護、このあたりも年次的に問題を解決しながら事故なく進めてまいりたいと考えております。

○田中委員

再来年度は5年生に広がっていくということもありますので、そのあたりは状況をよく見ながら、必須になってくると思いますので、取り組みをよろしく願いいたします。

それと、もう一点が、当初予算の概要の49ページのほうに、放課後子ども教室推進ということで上がっておるのですが、これが市内6地区に対して行っていくっていうお話でしたが、これが一般質問のほうでもあったのですが、放課後児童クラブ、コミュニティ・スクールとの連携統合を考えていけないっていう部分があったと思うのですが、このあたりについてもう一度お聞かせください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

一般質問においても、放課後子ども教室と放課後児童クラブのお話をさしていただいたところでございます。この2つの事業につきましては、基本的にはそれぞれの趣旨や目的が異なっておるものでありますが、放課後の子供の安心安全な居場所の確保という共通の目的もありますことから、国、県、他市の動向等を注視しながら今後検討していくこととしたいと考えております。

○田中委員

わかりました。歳入のほうも目的があって入ってきているものなので、なかなか一緒にするというのは難しいかもしれませんが、ちなみに浅江地区のほうは、今これが子ども教室のほうはないのですが、少ない、コミュニティ・スクールのほうは7万円という予算の中で地域の方とも一緒にやったりする活動をしておるので、このあたりをうまく統合しながら、先ほど山口県型のコミュニティ・スクールっていうお話もありましたけど、ちょっと生涯学習変わっていますけど、そのあたりの視点で山口県らしいコミュニティ・スクールになるように、このあたりの統合もしっかり考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○林委員

213ページの下のほうから2行目、3行目になりますか、ジャンボリー歓迎交流事業で600万円が上がっておりますけれど、これは世界ジャンボリー、先ほども御説明いただきましたけれど、7月28日から8月8日までにかけて、世界162カ国の地域から3万人が集い開催されるわけですが、先ほど光市にも6日間延べ6,000人っていうことになる、1日1,000人ということでございます。詳細な説明は先ほどいただいたのですが、ここで、室積海岸とか山口県スポーツ交流村において自然やさまざまなプログラムっていうところがありましたけれど、体験するウオーター事業っていうことについて、中身を教えていただきたいなと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

世界スカウトジャンボリーにおける本市におけるウオーター事業についてお答えいたします。

ウオーター事業は、主催はボーイスカウト日本連盟が主催となっており、本市といたしましては安心安全、おもてなしの気持ちといった側面的な支援を行ってまいりたいと考えております。事業自体のプログラムは、今言いましたように日本連盟を中心に考えられておりますが、本市におきましては安全安心の面から監視員とかAED、また保健師もしくは看護師等の配置などを考えております。

なお、炎天下でありますことから、室積海岸のキャンプ場に休憩所用のテントなども考えているところでございます。また、おもてなしの心というところで、記念の缶バッジ、これも昨年日本ジャンボリーに配らしていただいたように、オリジナルの物の作成を考えており、全来訪者に配布したいと考えております。また、猛暑が予想されますことから、ひかりの水ペットボトルも、スカウト1人につき2本程度は要るのではないかと考えております。

その他、いろんなお土産、ボランティアの活用等もございますので、観光チラシなども配りたいとも考えておりますので、それらを一まとめにできるナップサック、これ安価なもので、ビニール袋状の物ですけども、これを全スカウトに配布を考えております。

先ほど申しましたようにボランティア等の募集も今後検討していきたいと考えておりますから、ボランティアのお弁当、お茶代、あとできましたら帽子等も、これも後日記念になるかと思っておりますので配布したい、このようなことで側面的な支援、おもてなしの

心で臨んでいきたいと考えております。

○林委員

今の受け入れ態勢のこととかボランティア募集の件とか、いろいろと私もお聞きしようと思っていたところ、詳細に御説明いただきましてありがとうございました。

受け入れ態勢は今あるやに、だいぶ大きくかかわっていただくように態勢を整えていらっしゃるようにお聞きいたしましたのですけれど、ボランティアの方々、今おっしゃった中で、また一般のボランティア、そういう、またいろんな体験を、今までもボランティア体験をされた方々の募集、それはどういう形でされるか、あるのかどうか、その部分教えてください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

説明の中でも申しましたように、ボーイスカウト関係者、教育関係者、市民有志からなる支援委員会を立ち上げたいと考えております。その中での協議となると思いますが、事務局として今想定しておりますのは、広報による募集及び学校にサークル単位等での参加はできないのか、そういったところもこれから働きかけをしてまいりたいと考えております。

○林委員

ありがとうございました。

先ほど、8月4日、8月6日、880人、小中学校と高校ですか、地域に、午前中ですか、それを行って、午後は市民ホールでということをお聞きしましたのですけれど、これは大体どこの小中学校と高校を予定されて、向こうのほうにはどういうふうな受け入れ態勢を整えていらっしゃいますでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今回の世界スカウトジャンボリーの大きな特色の一つとして、地域プログラムでのコミュニティー事業というのがあります。これが、今、委員仰せられたように、全市の各小中高等学校への訪問と聞いております。

本市におきましても、全ての小中高等学校への訪問でございますが、おおむね半々で、8月4日には440名を12校で、8月6日には9校のそれぞれ440名ずつの訪問を計画しております。なお、塩田小学校、東荷小学校につきましては合同での開催ということで聞いております。

取り組み状況は各学校によって異なるわけですが、例えばで言わしていただければ、室積小学校ではそろばんとか福笑い、浅江小学校では伝統文化の紹介や組み体操の披露、このようなものを各学校オリジナルの、特に日本的なものを中心に組み込まれる事となっております。また、学校によっては、先ほどありましたようにコミュニティー・スクールの委員の方が率先して取り組まれると状況の報告を受けております。

○林委員

ありがとうございました。

受け入れ態勢もある程度万全を期していらっしゃるようですけれど、これは日本ボーイスカウトほうがきちっとしてらっしゃると思いますけれど、宿泊とかそういう部分では光市は態勢を整えるっていうことはなくてよろしいのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほど申しましたコミュニティー事業及びウオーター事業につきましては、朝、本会場のきらら浜を出発いたしまして、夕方には向こうの本部に帰ると聞いていますので、市内におきましての宿泊はございません。ただ、”夢大使”関連事業につきましては、周防の森ロッジ等への宿泊は計画されております。

○林委員

ありがとうございました。

もう一点だけお尋ねしたいのですが、記念品としては先ほど缶バッジっていうことでありましたけれど、これは例えばボランティアの方とかいろんな方にもそれを配布されるのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

缶バッジとかひかりの水につきましても多少余裕はある数字にしておりますので、配付が可能な場合には配布したいと考えております。

○林委員

ありがとうございました。

たくさんの方々が、162カ国の方々が3万人来られる。うちは6,000人っていうことでありますけれど、万全な体制でおもてなしをしていただきたいなと思っております。職員も議員もいっしょになってお手伝いしなければいけないなと覚悟しております。

○笹井委員

それでは、211ページから行きましょう。211ページに、青少年健全育成事務費、その下に青少年健全育成事業が並んでおるのですが、光市教育委員会では中学生リーダーの指導事業に物すごい力を入れていて、この事業自体はすばらしい取り組みだと思っておりますのですが、予算書上そういう数字が出てこないのですが、これはどこに入っとるのか、まずそこから聞きましょう。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

中学生リーダー養成講座には、その運営のために企画実行委員会が組織されておまして、委員長以下18名の方が育成指導に当たっていただき御活躍いただいているところでございます。これらの方々は、青少年の健全育成に特に熱心な方でございまして、ボラ

ンティアとして参加いただいております、経費といたしましては計上いたしていません。

○笹井委員

先ほどの説明で、バスの借上代は総務費のほうで何か説明があったような気がするのですが、やっぱり私は、これ結構大きい事業だと思いますので、きちんと一本立てした予算が必要かなと思っています。細かく見ますと、213ページのDVD制作委託料この辺なんかもかかわってくるのかなと思いますけれども、何かほかの予算に紛れ込んで予算書上全く見えなくなってしまうということをご指摘させていただきます。

その上で、さらにこの関係を聞くのですが、子供会のキャンプに中学生リーダー、指導者や市の職員がついていただいています。予算書上は、当然そういう細かいレベルは全く載ってないですけれども、その小学生の地子連のキャンプの事業で、ジャンボリーがあるから市の担当職員がことしだけ教育キャンプから外れると会議で説明があったということなのですけど、これは一応確認したいと思います。どうなのでしょう。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

御存じのとおり、本市においては7月30日から8月6日までの間、総勢で約7,000名程度のスカウトの訪問が予定されております。子供会育成会と共同で開催しております教育キャンプもこの期間と重なっており、本課の職員も大変多忙な時期となります。こうしたことから、現在、ことしの教育キャンプには、朝晩などの要となる時間帯には職員を参加させる方向ではあります。また、事故等緊急時には必要な対応がとれるよう連絡体制も整えることとしております。子供会育成会の方には御迷惑をおかけするとは思いますが、御理解と御協力をお願いしているところでございます。

○笹井委員

これも、子供会の会議で説明があつて一応は了解されたことかなとは認識はしておるのですが、ただやっぱり子供を持つ親御さんから見たら、今までキャンプに来ていた市の職員の方がことしはジャンボリーのほうに行ってしまったというふうに見えるわけなのです。本来の業務は、別に子供会キャンプのために市の職員がおられるわけじゃなくて、中学生リーダーの事業のために、中学生リーダーがキャンプの指導に当たってその総括のためにおられるから、必ずしも常勤の市の正職員が1人役常になきゃいけないとも思わないのですけれども、ただ一方でやっぱり今までおられた人がジャンボリーのほうに行ってしまうということであれば、何かことしだけかわりにOBの人とかそういう方を臨時職員を雇用して対応していただくということではできないのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

予算要求に当たりまして、今委員御指摘のところも危惧したところでございます。ただ、教育キャンプ期間中に野外活動に精通し、子供たちの指導もできる臨時職員、これを検討いたしました。残念ながら適当な人材が見つかりませんでした。先ほど申しましたように、一部の要となる時間には、職員の参加は可能と検討していることから、予

算計上は見送ったところでございます。御理解賜りますようお願いいたします。

○笹井委員

予算書に載っていないものをもうこれ以上言ってもなかなか仕方がないのですが、私としては、この夏のキャンプを迎えるに当たってほんとにそれでいいのかなという疑問、父兄から見てどう見えるのかなという疑問はまだ解消されない状況です。

213ページ、今度ジャンボリーのほうに行きましょう。今、大変御丁寧な説明がありましたので、事業内容はわかりましたが、目的も国際交流や市民力の向上につながるという部分、これもあるかと思います。

ただ、もう少し私は詳しく説明してほしいのが、ジャンボリーで青少年の子供が山口県に来て、光市に来られるということで、それは光市の子供にとってどのような効果があるのかというところに絞って御回答をお願いいたします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほど予算説明や他の委員からの質問の中でお答えしましたように、大きく分けて3つの事業が予定されております。コミュニティー事業においては、市内全校への学校訪問、市民ホールでの歓迎行事を行うことで、多くの児童生徒の参加があります。室積海岸、スポーツ交流村でのウオーター事業でも、青少年を含むボランティアの募集をしたいと考えております。ひかり“夢大使”事業でも、夢大使を初め市内中学生との交流、これも中心になると考えております。先ほどお示しいただきましたように、国際理解、異文化への理解促進など市民力の向上にもつながる事業だと考えております。

○笹井委員

一応、質問をきちんと言いますから、そのとおりに答えてください。光市の子供にとってどういうふうな効果があるのかと。光市の子供にとってこういういいことがあるよということを答えてください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほど委員御指摘のように、国際理解が進むということ、異文化への理解も進むということ、言葉の異なる人たちとのコミュニケーション力の向上を図れる、このようなメリットがあると考えております。

○笹井委員

わかりました。

それで、あと今回予算的に600万円計上されていまして、国際イベントでありますので、当然それなりの額は必要かと思いますが、これが多いか少ないのかというのがなかなか比較する材料がございませんのでお聞きします。

600万円の計上で、当初の説明で歳入のほうでも二百何万円助成金があるというのは理解いたしましたが、この600万円の規模というのは、ほかの県内の他市と比べてどう

なのでしょうか。そこら辺調査しているものがありましたらお答えください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほどから説明申し上げておりますが、本市の場合、世界スカウトジャンボリーは大きな3つの行事がございます。県内他市では、規模の大小を含めさまざまな取り組みがなされておりますので、単純に予算だけの比較というのはなかなか困難だろうと思います。しかし、他市と金額のみで比較した場合には、県内13市中の3番目となりますが、一つの考え方として受け入れるスカウトの1人当たりの人数で比較しますと、県内では10番目ということになっております。

○笹井委員

県内13市中3番目、これは大変わかりやすい説明です。そのあとがよくわからなかったのですが、それを外国から来るスカウト1人頭で割ったら低くなるということは、予算規模に比較するとたくさんの人数を受け入れとると、そういう理解でよろしいのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

県内他市では、コミュニティー事業しかやっていないところが過半数でございます。当市の場合は、先ほど申しましたように夢大使関連事業やウオーター事業がございますので、それに伴う経費がございますので、訪れるスカウト1人当たりで比較しますと、県内では13市中10番目ということでございます。

○笹井委員

わかりました、説明は理解しました。市の予算計上でございますので、国際交流的なものは県や国の役割ではありますが、あとそれを光市にどう生かすのかという部分が、今何回か聞いて少しずつ理解は進んだのですが、そこをやっぱりこれから事業をやるに当たっては、ぜひ市民向けに周知をして、効果を感じていただけるような取り組みをお願いしたいと思います。

最後の項目にまいります。215ページですが、勤労青少年ホーム管理運営事業。私もちょっと2年ぶりに総務の、教育のほう帰ってきたのでまた2年ぶりに聞くのですが、ここの臨時職員賃金171万円計上されています。この人数とこの方の業務の内容を教えてください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

勤労青少年ホーム管理運営事業での臨時職員賃金ですが、これは1名分でございます。業務といたしましては、御存じのとおり青少年ホームへは通常職員の配置をしておりますので、鍵管理委託と巡視、夜間施錠委託ということで施設を管理しております。しかし、ホーム主催の教室の企画、立案、実施及び貸館業務での管理などに係る事務手続等は必要ですので、そうした業務を主に文化・生涯学習課で行っております。

○笹井委員

濟いません、ちょっと今説明が多過ぎてわかんなくなつたのですが、ホーム主催の花とか教室とか、そういうのは臨時職員の仕事になるのですが、それとも生涯学習課のほうが実際はされておるのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

現状で申しますと、今そういった主催教室の企画、立案、運営など臨時職員が当たっております。

○笹井委員

わかりました。そういうことも臨時職員の方はやられておられるということですね。これは私も認識を新たにしました。

勤労青少年ホームを含めて公共施設のマネジメントは、企画を中心に全庁的に行われて白書が作成されたところであり、今後またいろんな方針が出てくるのかなと思いますが、一方で白書の作成の周知などがまだなかなか市民の方に実態として身近なものとなっていないと。ここの施設にもいろいろ私は問題を抱えておるものがあると思いますので、マネジメントの進行中ではありますが、こういうことも一個ずつ私としては検証して取り組んでいきたいと思います。

○田中委員

社会教育費のほうでちょっとお聞きしようかと思っていたのですが、もうジャンボリーのほうでお話が出たのでお聞きして見るのですが、昨年度、ひかりの水の伊藤公ラベルっていうものを24万2,000円計上されて、これが非常に好評だったわけなのですが、今回、世界スカウトジャンボリーがあるので光市のPRと熱中症対策を兼ねてっていうお願いをしようかと思っていたら、ここにもうひかりの水のほうを配るっていうお話があったのですが、これラベルについては通常のひかりの水のラベルで行われるのかどうか、お聞かせください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

御存じのとおり、ひかりの水、伊藤公ラベルにつきましては、新市誕生10周年記念事業ということで本年度取り組まさせていただきました。来年度予定しておりますひかりの水につきましては、今、水道局と協議をしておりますが、何らかのオリジナル性があるものにしたいと水道局からは話を伺っているという状況でございます。

○田中委員

わかりました。外国人の方が来られるので、限定バージョンで英語表記にするのも一つの手かもしれませんし、ほんとに市長の言われるとおり光市の名を世界に発信するいい機会だと思いますので、ぜひそのあたりはしっかりとした取り組みをお願いいたします。

す。

説明：森田文化・生涯学習課長 ～ 別紙
末岡図書館長 ～ 別紙

○林委員

217ページのところで、中段ですけれど、市民の宝勸奨啓発で展示予備品購入550万円が計上されておりますが、国の重要無形文化財保持者に認定されました山本晃先生の作品を市民が気軽に鑑賞できる環境を整備するということですが、具体的にどのように整備されるのか、お尋ねをいたします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

御承知のとおり国の重要無形文化財保持者、いわゆる人間国宝に山本晃氏が認定されましたことに伴いまして、光市文化センターにおいて市民の皆様に気軽にいつでも鑑賞できる機会を提供しようとするものでございます。

購入の内訳は、展示ケースが150万円程度を予定しており、作品のほうは400万円程度を予定いたしております。

○林委員

それは、作品は1点っていうことでございますよね。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

まだ予算が可決されておられませんので詳細な打ち合わせは行えておりませんが、予算が可決されましたら山本氏と本格的に協議を進めてまいりたいと思っております。教育委員会といたしましては、2点程度になるのではないかと考えております。

○林委員

ありがとうございます。すばらしい作品を市のほうに購入ができるっていうことはとてもうれしいことでございますし、これ、私も思いますのに、ここに十分な配慮をしていただきたいということで1点ほど申し添えますけれど、作品は一点一点重厚で気品のある作品でございますので、一点として、御承知のように同じ作品はできないっていうことでございますので、一番の懸念している材料はセキュリティーの問題なのです。しっかりと安全な御配慮を願っておりますので、その点だけは十分をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

もう一点いいですか。221ページの中段にありますクラウド型図書館システム保守委託料っていうのがございますけれど、図書館システムの再構築としてこのクラウド型の図書館システムを導入するということでございますが、この導入することで利用者がどのように便利になるかっていうことを教えていただきたいと思います。

○末岡図書館長

現在、子供たちが探したい本がなかなか見つけにくいとか、手書きの申請書が多くて申請に関しては煩雑であるということとか、インターネットを使って読みたい本を探してもなかなか見つけられないというようなことがいろいろ言われております。また、ホームページについても画面が見にくい、あるいは字が小さくて大きくすることもできないなどとも利用者から言われております。

そうしたことに対応するために、本館には、新たに子供用のタッチパネルを設置するとか、また、本館・分室共に館内のタッチパネルにレシートプリンターを接続しまして、予約申し込みや書庫内の資料の利用申し込みについてはその端末機でボタンを押したらレシートが出てくるというような、手書きの申請をしなくても簡単にできるとか、また蔵書検索の手法において、アンドオア（and/or）や片仮名とか平仮名とか漢字まじりとかのバリエーションを加えまして、簡単に見つけられるようにすることを考えております。また、本の内容とか著者の紹介ができるようなことも考えております。

ほかにも、館外で図書館が行う講演会などの行事を開催するときなどに、図書館の図書を持って行って、展示をした後に、無線LANによる館外貸出ができるようなことも考えております。また、読書履歴の記録やレファレンス機能の充実などについても、先進的なオプションの導入を行うことも予定しております。さらに、ホームページについても、今度は新たに図書館独自のコンテンツマネジメントシステムを構築して、直接図書館のトップページにつながるということで、文字の大きさもズーム機能を持たせることやレイアウトも見やすくすることで、利便性の更なる向上を図ることとしております。

○林委員

詳細に御説明ありがとうございました。サーバーを置かずに5年ごとの更新がなくなるっていうことで、この27年度に導入する、1,448万円っていうこと、大きな金額でございしますが、翌年から経費の節減等々がサーバーを置かないっていうことで更新もない、重複しますけれど、導入されることによってずっと使えることで翌年からの経費はどのようにお考えでしょうか。

○末岡図書館長

6年目、11年目と5年ごとにかかる構築費用が必要なくなると、あるいはサーバーの電気料金を始め運用業務に係る人件費等も不要になることから、5年トータルで考えますと現行の費用より節減が図られると試算をしております、今回の導入のメリットが図られると考えております。

○林委員

ありがとうございました。しっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

○笹井委員

では、7項目ぐらいありますが、図書館から行きましょうか。

221ページ、図書館の清掃委託料52万6,000円ありますが、これの発注方法を教えてください。

○末岡図書館長

図書館では、本館と分室は別々に業者に委託契約を行い実施しております。まず本館では、現在は平成24年11月から今年の10月末までの3年間の長期継続契約の期間内でございますが、この期間満了後は改めて一般競争入札により業者を選定し、委託契約を締結することとしております。

次に、分室ですが、委託料が10万円を超えない見込みであるために、仕様書に基づいて関係業者から見積書を徴取し、額の低い業者を選定し随意契約を行うこととしております。

○笹井委員

わかりました。理解いたしました。

前へ戻って219ページに行きますが、光の文化を高める会運営助成事業220万円あります。まず、この光の文化を高める会への補助金ですけど、これ何をどう高めるのかわかるように説明をお願いいたします。そして、この220万円は交付額、そしてこの会にお金を出すということはどういうふうに決定するのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

光の文化を高める会への補助金でございますが、光の文化を高める会の会則によりますと、市民の文化、レクリエーションに対する理解と関心を高めるとともに、文化、レクリエーション団体との相互の連絡連携を密にし、あらゆる文化、レクリエーション活動の促進を図り、もって本市の文化・レクリエーションの向上に資するということを目的とするというふうにありますので、そうした活動を通じまして、文化・レクリエーションへの理解と関心を高めるものと考えております。

また、交付決定についてでございますが、光の文化を高める会につきましては、あらかじめ光の文化を高める会の理事会が開催されまして、そこで次年度の事業の承認を得ておられます。それを受けまして、会長名で我々のほうに交付申請が行われ、市としてこれを交付決定しているというところでございます。

○笹井委員

文化を高める会運営助成事業のその目的を対象団体の会則の目的を読んでもらっても仕方がないのかなと、市としてこういう考えで高めるためにという方針を述べていただきたかったのですが、そこは本論じゃないので飛ばします。

今、理事会で決まったことに対して補助金を支出するということですけど、この理事会には市の職員、役職員っていうのは入っているのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

市の職員が入っております。

○笹井委員

お聞きしますが、もうちょっとサービスでどういう役職の人が入っているかぐらいまではお答えいただけると助かります。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

能美教育長が副会長となっております。

○笹井委員

わかりました。

市として、この光の文化を高める会で、事業は普通の会のほうでやられていますが、こういうことをやってほしいというような方針のお願いというのを、役員を出していることにより、あるいは補助金を出すときの政策的なものをお願いすることはできるのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

文化を高める会におきましては、事業を開催するために、来館者、お客様のほうへアンケートを実施されておられます。それに基づきまして内容等を精査いたしまして、事業を決定されておられると聞いております。市といたしましても、それが目的に達成するものかというものを精査しながら決定しているところでございます。

○笹井委員

今年は、明治維新150周年記念の4年前に当たりまして、維新に関しても、市のほかの事業ですけれども、4年間かけて取り組む最初の年であると。また、大河ドラマで四十何年ぶりに長州が取り上げられた年であるということですが、そういう中で、光の文化を高める会自体はいろんな落語の方とかアーティストを招いて市民ホールを中心に事業をされているのは私も認識しておりますけど、そういう明治維新関係あるいは大河ドラマにはいろんな役者さんが出ていまして、本市出身の伊藤博文公をされる役者さんなんかも出ておられます。この方は、劇団ひとりさんというほんと一人芝居ができる方なんですけれども、そういう方を呼んでいただけないかというお願いをする、あるいはもし今この会がそういうことを考えておるという情報でもあれば、教えていただければと思うのですが、そういう取り組みというのは、されないのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

「花燃ゆ」の役者さんの招致についての御質問でございますが、現在、会のほうからはそういう情報は得ておりません。もし伊藤公の生誕地である光市にその役者さんを招くのであれば、やはり通常のパフォーマンスのみならず、多くの市民の方は、やはり伊藤公への思いとか大河ドラマでのエピソードなど、特色のある特別な講演でないと御満

足いただけないのではないかと考えられます。

こうしたことが現実的なものなのかどうなのか、費用対効果等も含めて十分な検討は必要だと考えております。

○笹井委員

会のほうで考えてないと、これは会の考えることですからいいですけど。では、市としては考えないのかで、今検討が必要だと考えますというのは、検討するのもしないのかということを知りたいと思います。

なぜここまで言うとおるかという、もう既に萩にはいろんなタレントさんが来ている。まあ中心地でありますからね。下関も市民の行事に、下関に由来のある役をやっている役者さんを招いておられると。光市では全くそういう部分が見えませんが、これは市としてはこういう検討をされているのかどうか、そこをお聞かせください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

検討しているか、検討していないかという御質問ですが、委員の御提言をいただきましたので、今後、費用対効果、現実的に可能かどうかも含めて検討してまいりたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。

では、ちょっと全然違うところに行きますが。

○委員長

笹井委員、まだありますか。

○笹井委員

もうあと1項目です。

○委員長

じゃあ、それを済まして休憩いたします。どうぞ。

○笹井委員

217ページに中段にいろんな団体の補助金があります。団体の補助金の対前年比については、別冊の説明資料の85ページから、全部の団体の前年比と今年の額を比較したのがきちんとつくっていただいています。これはわかりやすい資料なのですが、それを見ますと、このいろんな助成金を出しておる中で、どうも光市室積山車保存会の補助金だけ前年度16万円だったものが14万円に、ここだけ減額されておるのですが、この削減の理由はなぜでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

新年度予算の編成において補助金の予算を組むのに当たりまして、平成23年度から平成25年度までの団体の決算書、これを見させていただきまして、対象事業費に対する繰越金が3カ年平均で30%を超えた場合は10%削減するとの基準のもと、各団体を精査しましたところ、山車保存会におかれましては、この基準を上回ったことから、前年度比で10%削減をしたものでございます。

○笹井委員

わかりました。一定の基準があるというのはわかりました。ただこの団体は、何十年、何百年に1回大きな山車の補修もあったりして、そのためのお金も膨大になりますので、私もその辺よく分析して、また質問してみたいと思います。

終わります。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○笹井委員

すいません、もうちょっとありました。217ページ、行きたいと思いますが。このたびの予算で、予算概要のほうで第二奇兵隊関連足跡マップを作成すると、ツアーもするというのですが、このマップの作成の時期というのは、大体いつごろになるのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

第二奇兵隊関連足跡マップにつきまして、これと関連した計画として、第二奇兵隊の足跡をたどるツアーを計画をしております。ツアーは、やはり気候のよい秋ごろを実施したいと考えておりまして、このツアーの資料としても活用したいと考えておりますので、それまでには完成したいと考えております。

○笹井委員

余りNHKとかそういうところの番組のほうで、市の事業が左右されるのもどうかと思いますが、やはりそうは言っても四十何年ぶりの大河ドラマがありまして、恐らく第二奇兵隊自体が取り上げられることは極めて少ないと思いますが、やはり第一次長州征伐から第二次長州征伐の間の、時期がいつになるかわかりませんが、そういうタイムリーな時期に光市としても、そういうころの資料があるといろいろいいかなと思います。

先日、大河ドラマも伊藤博文公がようやくきちんと番組に登場したところ、伊藤公資料館の入館者数もふえたというふうなことは、聞いておるところでございます。そういうタイムリーな取り組みをお願いしたいと思います。

あと217ページに文化センター管理運営事業がありまして、もう指定管理料ということで美術や展示会をされておるといふ説明はありました。文化センターについてお聞き

するんですけど、ここに清水宗治の関係の鎧か兜か遺品があるということですけど、それがどういうものがあるのか、そしてこの公開や貸し出しはしたことがあるかどうか、あるいは今後する予定があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

お尋ねの清水宗治関連の遺品ですけども、鎧、兜を初め、清水家に関する資料、これは清水家文書を含めまして、おおむね200点が寄託されております。光市文化センターの資料展示室には、写真パネル等も展示しておるところでございます。

貸し出しが可能かとの御質問ですが、文化センター条例によりますと、博物館、学校、図書館、研究所、公民館等は相互貸し出し及び活動の援助を行うという規定がございますので、こうした施設には貸し出しは可能と考えております。

○笹井委員

条例はそうだと思うのです。問題はそういうことをやるつもりがあるかどうかということとして、これも清水宗治に関しては、1年前の大河ドラマ「黒田官兵衛」で、これは備中高松城水攻めのシーンもありまして、大きく取り上げられて、備中高松城、私も行きましたけど、随分たくさんのお客さんで、にぎわってました。

光市議会においても、光市長は、この黒田官兵衛と備中高松城の清水宗治の関連のものが光市にあることをぜひPRしてほしいということを、2回にわたって言っておられるわけですね。私だけでない、同僚議員についても言っておられます。そういうふうな市長の思いがあって発言がある中で、文化センターのほうは、研究機関から申し出があったら貸し出しますということだけでいいのかというのは、私、疑問に思っていて、そういうことを、例えば企画をすとか、あるいはそういうタイムリーなよその企画があれば、こっち側からどうですかというような取り組みをされるという、主体的な取り組みはないのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

御指摘の清水宗治関連でございますが、文化センターの歴史民俗資料室におきまして、昨年からは写真パネルと展示可能な資料等を数点、これをガラスケース等に入れて、模様替え、展示替えをしながら公開を現在しておるところでございます。他施設からの問い合わせは、今確認しておりません。

○笹井委員

わかりました。ちょっと模様替えでちょっとはやられておるというふうには理解をいたしました。

これは去年の話ですけど、ことは大河ドラマがあって、維新の4年間の取り組みの最初の年でもあり、またジャンボリーもあるということで、本当、生涯学習課さん大変だなと思うわけです。

予算もジャンボリーも他市よりはるかに多くの予算を積んでおると。これは聞いてお

答えできないことかもしれませんが、どうなのですか。この予算を執行するに当たって、現有の体制でできるのでしょうか。その辺の拡充などは考えておられないのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長
今考えておりません。

○笹井委員

これはなかなかお国の所管だけに答えられないことだと思いますが、私はやっぱりこのジャンボリーという世界的なイベントの一部が光市で行われると、また維新大河ドラマという大きな流れが、またこの平成27年度は光市でスタートするというこういう大きなものが2つ重なったというのは、担当としてはかわいそうかなと思うところもありますが、まず一つはチャンスだと思います。2つ重なって、この節目の年をどう生かすのかというのが、担当課だけではなくて、光市で全般に、これを生かすのか、それともぶつかって何かはじけてしまうのかという、ここの取り組みを私としては今後ともよく見て、いろいろ提言などもしていきたいと思います。

終わります。

説明：橿山体育課長 ～ 別紙

呉橋学校給食センター所長 ～ 別紙

○林委員

229ページでございますけれど、学校給食センター解体工事の部分でお尋ねをしたいと思います。

昨年9月1日に光学校給食センターが稼働され、順調に進んでおりますが、私もこの跡地利用がとても気になっておりましたところでございますが、ただいま御説明いただきましたように、両方の土地利用の仕方を、お示しいたきまして、ただいまの説明で理解はいたしました。

1点ほどお尋ねいたしますが、今後のお取り組みのスケジュールとかそういうことがお示しできれば、お願いしたいと思います。

○呉橋学校給食センター所長

時期は別にいたしまして、光・大和両センターともに、先ほど説明いたしましたとおり売却をしたいと考えております。

まず、大和センターにつきましては、今年度中に解体をいたしまして、敷地の一部を大和中学校の駐車場として活用し、残りを売却する方針でございます。そのスケジュールでございますが、あくまで現在の予定ということで御理解ください。5月に解体設計の入札、そして解体工事の入札を、9月頃には行いたいと考えております。このスケジュールで行きますと、年明けには更地になる予定でございます。

光センターにつきましては、建物込みの売却を考えていることから、予算措置を測量登記のみにとどめているところでございます。

○林委員

理解いたしました。

○笹井委員

では、225ページですが、下から2行目に光市体育協会補助金240万円があります。226ページに行きますと、上段の真ん中ぐらいにスポーツ振興会委託事業で115万円あります。似たような名前の団体が2つあるので、この違いを、それぞれの団体がどういう目的、どういう構成、どういう活動をされておるのか、違いがわかるように説明してください。

○亀山体育課長

団体の違いということでございまして、まず光市体育協会でございますが、これは各競技団体からなる組織でございまして、平成26年度で言いますと、280団体5,007名の加入者がおられまして、その競技団体で組織されるものでございます。

それから光市スポーツ振興会でございますが、これは公益財団法人ということで、指定管理業務を今行っておりますが、公共施設の管理を行いながら広く市民にスポーツ振興をしておるということでございます。

体育協会のほうは先ほど申しましたように、各団体を通して、助成を通して、スポーツの振興、競技力の向上を図るということでございます。

組織的には、体育協会のほうは会長1名、副会長4名、理事長1名、あと常任理事14名、代表理事31名ということでございます。それから公益財団法人光市スポーツ振興会は、評議員5名、理事10名、監事2名ということで組織をされております。

体育協会については、先ほど予算の説明でも申し上げましたが、派遣する費用とか、補助金を出しております。

227ページのスポーツ振興会委託事業115万2,000円でございますけど、これについては、指定管理外の業務で、学校開放事業に伴う各学校の申請、許可証の発行業務を委託する費用でございます。

○笹井委員

体協のほうはわかりました。スポーツ振興会に関しては、ほかの施設の指定管理も今現在受けておるということだと思っておりますけれども、指定管理は一応きちんと募集をして、選考して委託、その上で対象を選定して委託をするということで委託をされていると思いますが、今この委託事業というのは、その指定管理の業務とどう違うのか、もう一回、説明してください。

○亀山体育課長

指定管理外で市内の小学校・中学校の学校施設の開放事業ということで、小中学校の体育館等の使用の申請の受け付け、許可証の発行、そういう業務の委託をしております。したがって、総合体育館、スポーツ公園、大和の総合運動公園の指定管理外の業務ということでございます。

○笹井委員

これは例えばの話をしても難しいかと思いますが、指定管理はその仕事をとる場合もあれば落ちる場合もあるわけですが、そこは指定管理が落ちた場合でも、この先ほどのスポーツ振興会委託事業115万円に関しては、これはもう随契でずっと継続していくわけでしょうか。

○亀山体育課長

この5年間については指定管理ということでございますが、学校開放の委託については、指定管理が変わるかどうかということも含めて、今の時点ではちょっと回答はできかねると思います。

○笹井委員

私は、指定管理はいろんな団体があって、その中で公平公正の観点に基づいて選考していくべきだと思いますし、その中で一部の団体には随意契約があるというのは、どうかなと思います。このスポーツ振興会委託事業も含めて指定管理の要綱をつくって、指定管理として公募することはできないのでしょうか。

○亀山体育課長

先ほど申し上げましたように、指定管理をする施設と、それからその学校開放をする業務というのが、セットでは難しいと考えておりますので、これは切り離して考えるべきと思っております。

○笹井委員

今のスポーツ振興会委託事業115万円ありますけれども、それは学校開放の仕事というのはわかります。では、この仕事をされとる方は、どこの施設の中でこの仕事をされとるわけですか。

○亀山体育課長

この業務は、総合体育館事務局といいますか、そこでやっておりますので、予約、申請の受け付け、それから許可証の発行ということで、総合体育館で行っております。

○笹井委員

総合体育館については、ここの4行目にありますように指定管理料で、指定管理で更新しておるわけですから、その指定管理の選考の許可はどこの業者がとるかは、これは

自由競争と公平公正に基づいた選考が必要だと思いますけれども。一方で、このスポーツ振興会には、この固定の業務が随契でおって、その職員の人が必要その指定管理を受ける総合体育館の中に働いておられるということは、これはもうそもそもスポーツ振興会がもう最初からそこに1人、人が決まっておると。そういう状況の中、総合体育館のほかの業務を指定管理に出すというのが、これが私は公平公正な指定管理になるのでしょうかというのを疑問に考えております。これは体育だけじゃなくて文化のほうにも一部、私もどうかなと思うところもあるのですが、この辺、この3施設の指定管理、今度更新はいつだったですかね。

○亀山体育課長

更新は、平成31年度ということになります。

○笹井委員

平成31年度におりましたら、それまでによく勉強して、また質問したいと思います。終わります。

○四浦委員

227ページ。勤労者体育センター、あるいはスポーツ館などの屋内施設、体育施設がありますが、聞くとところによると、聖光高校の体育館が改修されるというようなことで、一定期間、こういう光市の体育施設を使っていただこうと、いや、これは非常にいいことだと思います。予算上も私学振興なども出ておりまして、それこそ何です、「おいでませ、おもてなしの心」というようなことが大事なのですが。ただちょっと全貌が私はつかんでない。どの程度の期間になるのか、それからどれぐらいのボリュームで要請があって受けようとしているのか、その辺からちまずお尋ねしたいと思う。

○亀山体育課長

委員仰せのと通りの、聖光高校の体育館の改修ということでございまして、聖光の生徒さんのクラブ活動の場が不足することから、高校のほうでも会場を探して当たっておられまして、近くのスポーツ館であるとか、勤労者体育センターとか、独自に探してはありますが、こちらのほうにも御相談がありまして、できれば、後理解、後協力を各団体に対して、お願いしたいというお話がございました。

勤体で申しますと、女子バスケットボールで使わせていただきたいということで、指定管理者とも相談いたしまして、現状、利用団体が使っておられますが、合間等調整いただいて、幅広く活用していただけたらということで指定管理のほうにも話をしております。

○四浦委員

体育課のほうでは、指定管理者にお話しをしてということで、今利用している団体、サークルから見ると、例えば月に4回使っているというところが半分になったら、さあ

困ったなということになりますからね。そういう点で、空いているところを使うということだと妥当なのですね。そういう努力は体育課のほうではいかがですか。

○亀山体育課長

聖光高校さんも独自に、生徒さんが活動できる体育館、スポーツ館、それから総合体育館含めて、いろんなところで相談をされて、空いたところに入って活動をしていただいています。

そうは申しまでも、この体育館が改修されるまでの間については、利用団体の方にもぜひ御理解をしていただきながら調整をして使っていただけたらということで、指定管理にもそのお話をして、調整がなるべくつけてほしいということでお話しをしました。

○四浦委員

「調整」という言葉が使われましたが、指定管理者のほうから、あるいは体育課のほうから、これこれの事情であるという文書などを出されましたか。

○亀山体育課長

文書については、確認中といいますか、今申し上げました趣旨を各団体さんにも理解していただけるようなものを指定管理者と調整していただきたいということで、今は、文書についてはまだ出しておりませんが、いずれ近いうちにその原稿といいますか、こういう形で各利用団体さんに理解を求めていただきたいということでお示しをしたいと思っております。

○四浦委員

今までは、何ですね、指定管理者の側から利用団体、サークルに口頭で譲ってほしいと、いわば、そういう話があったということでしたが、今ちょっとわかりにくかったのですが、今からはというか、文書によって事情を説明し、きちんと、あるいはサークルや代表者の集まりなどをもって、そちらの希望なども聞きながら、一方通行にならないようにしたいという思いはありますか。

それからもう一つ、さっき私が聞き漏らしたのだと思うけど、期間はいつからいつまでの予定でしたっけ。新年度に入ってからだと思うのだけど。

○亀山体育課長

まず期間でございますが、学校のほうに確認いたしましたら、平成27年度にという予定なのです。これはあくまでも工事でございますので、いろんな状況で変わり得ますので、建設完了までということで御理解をしていただけたらということでございます。

それから、各利用団体さんへの方法ですが、もちろん口頭でお互いに申請されるときに十分話をして調整がつけば一番いいと思いますが、指定管理者さんのところに、みんなが見えるところに紙を掲示するとか、その辺はまたちょっと指定管理者さんとお話しをしたいと考えております。

○四浦委員

ちょっと聞いておりますと、不明確な部分がありました。新年度、平成27年度といいますから4月からかなと、こう思いますが、月を明確にしてほしいということと、それから建設完了までで終わりが明確に言われませんでした。これはいかがですか。

○亀山体育課長

建設については、先ほどもおっしゃられましたように、平成27年度から始められる工事でございますので、延びる場合も十分あるということで御理解をしていただけたらというお話でございました。

○四浦委員

これはちょっと御理解できません、これは。そういうことはやっぱり明確にしないといけない。工事の計画は市の計画だってそうでしょう。いつからいつまでという計画は、それは何かあると延びることはあるけれども、「こういう予定にしています」、「平成27年度からやって建設完了までで、それはいつかわかりません」、そういうことで納得しにくいですよ。スムーズに譲ろうとしている団体だって、これはそういうわけにはいかんという思いになる。トラブルの原因になります。その意味で、平成27年度、つまり来年の3月には終わります、いや、あるいは2年後に終わりますよという予定はつかんでないのですか。

○亀山体育課長

学校のほうに確認をいたしましたら、平成28年の3月と、これは予定でございます。

○四浦委員

初めからそう言ってくれりゃいいのです。そうですか。

もう一つお聞きしますけども、いわゆる利用という場合、条例ではいろいろ使用料が係るようになっております。ですが、こういう場合は使用料を聖光高校からいただくのがいいのかどうか。いわゆるどう言いますか、特別の措置と申しますかね、条例にもうたっております、減免制度ありと。市長が認める場合はと。こういうふうにうたっていますが、どの体育施設も。そういう適応は、使用料はいかがですか。

○亀山体育課長

勤労者体育センターについては、聖光高校の学校で使う場合は無料ということでございます。

○四浦委員

今ほかにもいかがですか、総合体育館とか、あるいはスポーツ館とか。そういうものも対象に上がっているのでしょうか。サンアビも上がっているかな、いかがですか。

○亀山体育課長

総合体育館については、2分の1の減免ということで、それからスポーツ館サンアビについては、勤労者体育センターと同様に、学校のクラブ活動は全額減免ということでございます。

○四浦委員

ちょっと読み方が悪いのかな、条例にはそうは書いてないと思うのです。例えば、これは総合体育館条例というものがあります。14条、使用料の減免、「市長は使用料について、特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる」と明確に条例にはうたっています。今の話はどうもわからない。条例に基づいて言われているのですか。総合体育館は2分の1の減額だというふうに言われましたが、何に基づいて言っているのです。

○亀山体育課長

委員仰せのように、条例に基づく減免ということで、減免の基準でございますが、総合体育館、また大和スポーツセンターについては、使用料について2分の1と。これはスポーツ少年団であっても、体育館については2分の1の減免ということで基準を設けておりまして、そのほかの勤体、スポーツ館、サンアビについては、全額減免という基準で運用をしております。

○四浦委員

わかりにくいのですけどね、「運用しています」。条例には免除もできると書いているのですね。それで運用は、別にこの条例以外の文書があるということですか。

委員長、ちょっといいですか。いい時間になったからもう10分ぐらい休憩をしていただければいいかなと思いますが、いかがでしょうかね。

・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・

○亀山体育課長

先ほどの総合体育館の使用料でございますが、総合体育館の条例規則に基づきまして、減額または免除することができるということでございますので、これについては聖光さんからまた申請、申し出があった時点で個別に判断をするということでございます。

それから、事前の聖光さんからの相談でございますので、正式な文書は出てございませんので、それが出た時点で、期間等の確認をしまして対応をしたいというふうに考えております。

○四浦委員

譲る側の団体サークルからの目線で見ると、平日の何曜日の何時から、夕方というふ

うなことで、これで月に、さっきも言いましたが月に4回使っているのを月に2回にしてくれないかという具体的な話を指定管理者からも聞いているわけですね。そうすると、いろいろ困ることも出てくるのですよね。特にやっぱり高齢者の団体が、余り介護保険の世話にもならずスポーツに、適度なスポーツに打ち込めるというふうな、私は非常にまちづくりにとっても市民の健康にとってもいいことだと思うのですが。

ところがやっぱり少し物覚えが悪くなっている人も多いし、メモとらんケースの人もしらっしゃる。そうすると、あるときとないときとが、あるいは場所を変えたり何かすると大変困るなというふうな面があるのですね、その責任者の側から見ると。

そこでもう一つお尋ねしますが、総合体育館は、私は免除するということが決断できるなら問題ないのですが、減額ということになれば、総合体育館は相当やっぱり使用料が高いですからね、困るのですが、総合体育館の夕方の利用状況というのはどの程度か、つかんでおりますか。

○亀山体育課長

詳細については、大変申しわけないんですが、つかんでおりませんが、夕方、午後の昼間の時間は空いているというふうに聞いておりますので、その時間であれば利用は可能だろうというふうに認識をしております。

○四浦委員

聖光高校からの、今何ですかね、課長が答弁しましたかね、私が聞き漏らしたかもわからんが。時間帯はおおよそどういう形になっているのですか、要望事項は。

○亀山体育課長

事前の相談でございますが、授業が終わってからクラブ活動の時間ということでございますので、3時30分ごろからというふうな相談でございました。

○四浦委員

小学生ではないのですから高校生ですから、夕方の時間から少し夕方遅くまでというような使い方をされるであろうということは、おおよそ察しがつくのですけどね。そうすると、さっき言われた総合体育館については、あれですか、午後は空いているということですが、夕方も空いてはいませんか。

○亀山体育課長

申しわけないのですが、個別の時間帯、ケースについては、ただいま把握しておりませんので、その辺については、利用団体と聖光さんの希望する分のマッチングができれば可能なのではないかと考えております。

○四浦委員

違和感のあるというか、不可解な答弁をいただきました。なぜなら、勤労体育セン

ターだとかスポーツ館は、具体的にあなたのサークルは何時から何時までやっているからこの半分は譲りなさいと言ってください、こういう話になっているのに、総合体育館については何かさっぱり状態をつかんでないから対象外にしとるのかなとしか考えられんわけですね。

時間が相当、私、経過しましたから、大体ただすことについてはおおよそ済みましたので、少し要望も一、二、言うときたいと思います。

一つは、どの程度のボリュームでやるかということも、聖光高校から希望があるのはですね、恐らくバスケットだけだということでもないだろうと思うのですね。体育館全体が使えないのが、おおよそ1年間ということですから、それをきちんとつかんだ上で、それも示しながら、一番きれいなのは、私が利用団体の責任者なのにかわって言うのもおかしいのですが、おおよそ聞いておりますから。こういう形になりますので、ひとつあなたのところはこれだけは譲ってくれないか、あるいは空きを調べて、小学校の体育館なども含めてですよ、空きを調べて、利用してない時期ありますよね。今、体育課のホームページにも出ていますよね、そういうものが。どの小学校の体育館がこの何曜日の何時から空いていますよ、どうぞ使ってください、こういうものがあります。どうもその辺も十分に掌握する、当たるということをしないまま、既存のところに、ようわかりませんよ、言いやすいから言うているのか、指定管理者に指示したら、そんなことがひとり歩きをしたのかもわかりませんが。少し扱いが雑過ぎるんじゃないかと思います。その辺をよく精査して、十分に現在の利用者にも聖光高校にも納得の行く形でこれは進めていただくようお願いしまして、終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件分

①議案第1号 平成27年度光市一般会計予算（政策企画部所管分）

説 明：森重財政課長～別紙

質 疑

○林委員

ちょっとわからない点がございますので教えていただきたいのですが、53ページの総合計画策定支援業務委託料は836万6,000円計上されておりますが、教えていただきたいのが、どのような業務内容で委託先はどこに出されるのかお示しいただきたいと思っています。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

ただいまのお尋ね、53ページの中ほどの委託料でございますが、総合計画の策定につきましては、一般質問等でもお答えをしておりますように、市長を本部長とする策定本部並びにまちづくり市民協議会を設置し、市民の皆様の意見を伺いつつ策定することにしております。

お尋ねの委託先につきましては、総合計画等の策定支援実績のあるコンサルタント及び総合政策研究所等を想定いたしております。業者選定に際しましては、公募型のプロポーザル方式による提案を受けての選定という方向で考えております。

委託の内容につきましては、基本的には、計画の内容は、市主体で策定することとしておりますが、データ調整や国の最新動向、経済分析等について業者のノウハウを求めるとともに、議事録作成や集計、最終的な印刷物の構成及び版下作成など、計画策定の支援業務全般としたいと考えております。

特に、データ集計、分析業務につきましては、地方総合戦略以外の高齢化や福祉、環境、総合的社会経済情勢の分析及び市民意識の調査に加え、27年10月の国勢調査の数値に基づき、人口推計については、最新の推計分析が必要と考えております。

○林委員

ありがとうございました。よくわかりました。

それと、続いて、予算書57ページ、下段のこれもちょっと教えていただきたいのですが、社会保障・税番号制度システムの対応、業務委託料1億4,000万円計上されておりますが、これは、10月ごろから実施されるということでございますが、多額の予算計上がされておりますので、こういった業務、それから、税番号制度ということにもされていくわけですが、そういう業務内容で同じように委託されるところは、委託先はどのようなところかお示しいただきたいと思えます。

○坂本広報情報課長

社会保障・税番号制度の導入に向けたシステム改修に要する経費として計上しているものでございます。

内訳といたしましては、まず、住民基本台帳、税、福祉に係る既存情報システムを対象とした改修でございます。27年度は個人番号を利用して業務を行えるようにするために改修を行うこととしており、対象業務は、住民基本台帳システム、地方税務システム及び国民健康保険システムなどの、福祉にかかわるシステムなど全てで11システムとなっております。

具体的な改修内容としましては、個人番号を入力、検索できるようシステムの業務画面の追加でありますとか、修正、帳票などのシステムから出力される様式へ個人番号の追加、修正、また、システム間で連携を行っているデータ項目への個人番号の追加などが挙げられます。

これらの業務の委託先でございますが、各々システム導入を行っております業者による改修を行うこととしております。

○林委員

ありがとうございました。これは、27年度10月ごろから実施されるということでございますけれど、これの市民への広報というのでしょうか、どういうふうにするというのは、どういう形でなされるわけでございますか。

○坂本広報情報課長

昨年の7月に全市的な取り組みが必要ということで推進本部を立ち上げております。今お尋ねの広報につきましては、市民部で所管して行うこととしております。

○林委員

わかりました。よろしくお願いいたします。

もう一点よろしいでしょうか。予算概要の8ページのところでこれちょっと教えていただきたいのですが、8ページの下段のところですか。市債残高及び公債費の推移についてお伺いいたします。

市債残高見込みが減少していることはよいことだと思っております。臨時財政対策債について、現在どのくらい残高があるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○森重財政課長

臨時財政対策債の残高でございますが、平成26年度末の見込みで106億3,000万円、平成27年度末で108億4,000万円を見込んでいますところでございます。

臨時財政対策債の借り入れにつきましては、平成25年度が14億3,880万円、26年度決算見込みで5億9,380万円と借入額は減少傾向にございますけれども、借入額が多額ということもありまして、一般会計の市債残高に占める割合は、平成26年度決算見込みでは45%、平成27年度当初予算では46%と高い水準となっているところでございます。

○林委員

ありがとうございました。

さらに、一般会計とか特別会計などを含めた市全体の借金はいかほどか、残高はいかほどかお示してください。

○森重財政課長

市全体の市債残高でございますが、平成26年度末で435億2,000万円、平成27年度末で426億1,000万円を見込んでいますところでございます。

一般会計、公営企業会計などの市債残高の減少に伴いまして、全体の市債残高は減少しているところでございます。

○林委員

ありがとうございます。借金が少なくなっていることはとてもうれしいことですが、これも所管が大変努力されたことと評価しております。今後とも御努力ほど、よろしく期待しております。よろしくお願いいたします。

○田中委員

ちょっと数が多いのですがお聞きしていきたいと思います。

予算概要の33ページ、これ数字は、予算額はゼロ円になっているのですが、市長と気軽にミーティングの充実ということで、若年層との対話の場を拡充ということが書かれてあるのですが、この内容を具体的にお知らせください。

○坂本広報情報課長

具体的には市内の高等学校でありますとか、専門学校に出向き、高校生や専門学校生などと設定したテーマに沿ってフリートークを行う場を設けたいと考えております。

また、子育て団体など若年層で構成される団体に呼びかけを行うなど、参加実績の少ない若年層の参加を促進し、若い世代との対話の場を拡充し、「やさしさあふれる「わ」のまちひかり」の実現につなげるとともに、若い世代が光市に住み続けたいと思えるようなきっかけにしたいと考えております。

○田中委員

わかりました。本当に予算ゼロ円なのにわざわざ書いているということは、相当な思いがあって、ここに上げていらっしゃると思いますので、しっかり成果があるようお願いします。

それと、この間、まちづくりミーティングというのがあって、高校生もいたのですが、二十歳から39歳までの方たちとのミーティングというのも行われたのですが、一過性で終わるものではなくて、やっぱりそういう場に出る若者たちの声を持続的に生かしながら、また人材育成できるような取り組みをお願いしておきたいと思います。

続いて、その下のこれも同じく予算額がゼロ円なのですが、ホームページの充実とい

うことで、フォトライブラリーの作成とありますが、これの説明をお願いいたします。

○坂本広報情報課長

現在、市のホームページ上で、「ふおと d e ひかり」ということで、そういったページを開設し、まちの様子を紹介しております。これに加えて光市には、季節の移ろいとともに多彩な表情を見せる美しい風景など、まだまだ発信し切れていないたくさんの魅力があります。そこで、そのような自然や風景、観光スポットなど、広報職員が撮影したよりすぐりの写真を掲載し、その写真をダウンロードできるページを作成し、ホームページの充実を図るとともに、閲覧者に年賀状などの季節の挨拶やパソコンの壁紙等に利用してもらうことで、光市の魅力の発信、光市への親しみや愛着の醸成などに努めることとしております。

○田中委員

ありがとうございます。非常にいい取り組みだと思いますので、ここの充実をよろしくをお願いいたします。

続きまして、33ページ、同じく33ページなのですが、公共施設マネジメント事業ということで、市民アンケートを行うことになっておるのですが、この手法について、対象などもお聞かせください。

○福原行政改革推進室長

市民アンケート調査ですが、こちらは、本市の公共施設マネジメントを進める上での指針となります（仮称）公共施設の適正配置等に関する方針、こちらの策定の基礎資料として、市民の皆様の公共施設に対するニーズや再配置等に関する考え方などを把握するために実施するものでございます。

手法としましては、18歳以上の市民の皆様の中から2,000名の方を無作為に選んで、市で作成する調査用紙に返信用封筒を同封してお送りさせていただくという郵送による調査方法を予定しております。なお、その関係で予算的には市民アンケート集計業務委託料として25万円の予算を計上させていただいておりますが、業者に集計業務を委託し、その結果を方針策定の基礎資料としたいと、そういうふうに考えております。

○田中委員

わかりました。例年やっている市民アンケートも開催していると思うのですが、これとは別にアンケートのほうを行うという理解でいいですか。

○福原行政改革推進室長

今、御指摘のあった例年やっている市民アンケートは、企画調整課のほうでされるアンケートで、私どもが今から実施するものにつきましては、公共施設マネジメントに言及して実施するものでございます。

○田中委員

わかりました。それで、予算書を見ると、先ほど集計業務のこともあったのですが、49ページのほうに、市民アンケート集計業務委託料というものがあって、25万円これが上がっているのか。53ページにも、総合計画推進事業にも、市民アンケート集計業務委託料ということで同じく25万円が上がっているのですが、これの説明をお願いします。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

53ページと49ページにタイトルの的には市民アンケート集計業務委託料になっておりますが、先ほど室長が説明をいたしましたとおりで、総合計画推進事業における市民アンケートは、現行の後期基本計画の進捗状況を定期的に調整するために実施をする、通常の市民アンケートということでございます。

○田中委員

これが、今説明をお聞きするとわかるのですが、項目を見ると、同じ項目になって非常にわかりにくいところがあるので、何かどっちがどっちというのがわかる、目がわかれというのですね、わかりました。済みません。

そしたら、次に予算書の51ページにいきますが、広報紙リニューアルということで、先ほどちょっと聞き漏らしたのですが、表彰記念品等のところで何か優秀賞どうのこうのというお話があったかと思うのですが、もう一度その部分をお知らせください。

○坂本広報情報課長

広報紙のリニューアルにつきましては、リニューアルから10年が経過しており、このたび市民ニーズを把握し、より読みやすく親しまれる広報紙を目指して全面的リニューアルを実施するものでございます。

先ほど、予算説明のほうで説明しました部分につきましては、表紙のロゴです。それを公募によって募集し、最優秀作品に対して報償金を支払うというものでございます。

○田中委員

今初めてお聞きしたんですけど、非常にインパクトがあって、新しくておもしろい取り組みだと思うので期待しております。

それで、アンケートを行うことになっているのですが、このアンケートの手法についてお聞かせください。

○坂本広報情報課長

アンケートにつきましては、広報ひかりの読者を対象として広報紙の紙面上に掲載したアンケートにおいて何が読まれ、どんな情報が求められているかなど改善点などを問い、アンケート部分を切り取り、料金受取人払いの郵送とするか、市役所、大和支所、各出張所に提出していただくなどホームページで広報紙をアップしておりますので、ホームページでもアンケートができるよう考えております。

○田中委員

紙面上にアンケートをやって送り返すか持ってくるかということで、やる側としてはすごく果たしてそれで集まるのかなという気もするのですが、そういうことですよね。いかがでしょうか。それやる側としては、実際にそれで集まるのかなという不安は感じるところないですが、いかがでしょうか。

○坂本広報情報課長

確かに委員さん仰せのとおり、今、予算計上しております郵送料等につきましても、2万2,000世帯の1%程度、200人程度の予算計上となっております。したがって、その他の方法によるアンケート回収につきましても検討してまいりたいと考えております。

○田中委員

僕もちよっといい案が思いつかないので何も答えられないのですが、ぜひたくさんの方に参加していただいて、アンケートが充実したものになるように取り組みをお願いいたします。

続いて、55ページのふるさと光応援寄附金事業についてなんですが、この委託料で78万8,000円上がっているのですが、これは、この中に応援寄附金のシステムとかホームページでの紹介とか振り込み対応とかパンフ特産品とか、そういった特産品の公募も行うということを一般質問の答弁でも言われていましたけども、そのあたりまでの予算まで全部入っているのかをお聞きしたいと思います。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

本事業につきましては、ただいま若干説明をしましたように、27年の4月から1万円を超える市外からの寄附に対して一定額の特産品を送付したいと考えております。

このため、特産品のサイトと事業の代行を行っている業者のほうへ委託をすることを想定をいたしております。具体的な内容は、仕組みの立ち上げはもとより、特産品のカタログ、ホームページの作成、特産品の配送管理、ウェブ上での決裁、こうしたものを想定をしております。

市の業務につきましては、市内業者からの特産品の公募、これに寄附証明書の発行とサイト以外からの寄附、これの直接対応に関しては市が行うことを想定をしております。なお、ホームページ上での運用開始は10月ごろを目標としているところでございます。

○田中委員

わかりました。すごい内容盛りだくさんなのに、予算的にはそんなに大きくないといえは僕の主観なのですが、額なのでしっかりこのあたりもアピールして広げていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、同じ空き家情報バンクの創設で4万円ということで概要のほうに上がっ

ておりますが、これも、ホームページ上での空き家情報の紹介、チラシの作成とか配布といったところまで入っているのか、また、空き家情報の収集システムについてスケジュールをお聞かせいただければと思います。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

空き家情報バンクについては、予算書の55ページの上から2段目の印刷製本費の4万円がこの事業に該当をしております。内容につきましては、一般質問でも一定程度お答えをしておりますが、市外からの移住者を対象とする空き家情報をホームページ上で紹介しようとするもので、いわゆる移住促進型の空き家バンク等を想定しております。対象につきましては、市内全域の賃貸、売買可能な空き家としたいと考えておりますが、他市の事例でも、中山間地域や古民家など、一般の不動産流通ルートに乗りにくい物件を対象とされており、今後、宅建協会さん等も協議を行いながら、具体的な仕組みの構築に取り組んでまいりたいと考えております。

また、空き家情報につきましては、呼びかけを広報あるいは地域等を通じてお願いをするとともに、移住希望者を対象として、市のホームページ上に関連情報とともに掲載をし、市外への情報提供を行う。その後に利用希望があった場合には、所有者への紹介を行うもので、契約等については、基本的には宅建業者さんが仲介することを想定いたしております。

開設に当たりましては、宅建協会さんや中山間を中心とする地域の方々の御意見も伺いつつ制度設計を行い、年内の開設に向け取り組んでまいりたいと考えております。

予算的には、今申し上げた4万円のみでございますが、ホームページの開設はもとより、空き家の所有者あるいは物件の登録、利用希望者との協定の締結等々、また、ホームページの公開作業等については、職員がみずから行う予定としておりまして、一定量以上の事務量は発生するものと考えております。

○田中委員

わかりました。職員の方が対応されるということで、すごいまた仕事量の増加もあると思いますので、しっかり取り組んでいただければと思います。

また、宅建協会とも力も合わせてということもありますので、そのあたりはしっかり協力しながら、情報交換しながらやっていただけたらと思います。

続きまして、55ページの下の定住促進プロモーションビデオ作成委託料というものがあります。これも一般質問のほうでも回答がありましたが、全国移住ナビのほうで定住促進に向けたプロモーションビデオ、各市が作成をするということだったのですが、まだ大方のことがわかってないということだったのですが、これのスケジュールについてお聞かせください。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

今のビデオのスケジュールでございますが、若干申し上げておりますように、まず、国のホームページ自体が全国移住ナビというのですが、これが4月1日の開設という

ふうに聞いております。現状、ビデオの作成に関する具体的な国からの仕様がまだ示されておりません。今後、その仕様が来次第、本市で内容を精査した上で事業者の選定を行っていくような作業になろうと思っております。

スケジュール的には、国のほうからはできるだけ早くという要請もございますが、移住したくなるような内容の整理が必要でありますので、現時点では、速やかに対応したいというお答えでとどめさせていただきたいと思います。

○田中委員

わかりました。これお願いになるのですが、各自治体がそれぞれのプロモーションビデオをつくって出すということで、もう本当コンテストのようなものだと思います。いかにそれで目に引いて、移住・定住につなげていくか、また、話題性をつくっていくかということもあると思います。それで、10周年記念事業のときにもちょっと思っていたのですが、光市には映画監督が住まわれて、光市でもぜひ映画を撮りたいというお話をもう1年以上も前から言われて、懇親の場でも言われています。そういった形で、もうそういったことができるのかどうか、仕様がでてないのでわからないのですが、そういったことの活用という、活用という言葉が適切かどうかかわからないですけど、こういった方をお願いして目を見張るものにしていくというのも一つの手法ではないかと思うので、そういった感じで、広い視点での取り組みもお願いしたいと思います。

もう一点だけ、予算書の59ページの、地域イントラネット保守委託料という項目がありまして、この平成26年度予算が152万8,000円からかなり増額になっておりますが、この理由と、毎年この金額が必要になってくるのかというところをお聞きしたいと思います。

○坂本広報情報課長

地域イントラネット保守委託料でございますが、これにつきましては、市内各公共施設を結ぶ情報基盤である地域イントラネットの安定稼働を維持するための経費でございます。定期通信設備の保守委託業務でありますとか、光ファイバーケーブルを共架している電柱等が道路工事等により、移設の必要が生じた場合に、光ファイバーケーブルの架け替えを行う際の業務委託の経費でございます。27年度におきましては、先ほどの説明にもありましたように、地域イントラネット網のハブ局であります室積出張所が（仮称）室積コミュニティセンターに移設されることに伴い、光ファイバーケーブルの移設を行うための経費を見込んでおり、その分26年度に比べて増額となっているところでございます。

また、来年以降どういったことになろうかというお尋ねにつきましては、今申しましたように、光ファイバーケーブルを共架している中電柱でありますとか、N T T柱の道路工事でありますとか、電柱の強度不足、また、宅地造成のための移設が発生した際には、電柱の移設に伴って光ファイバーケーブルの移設も必要になってきますことから、その事業量、金額については把握が困難な状態でございます。

○田中委員

わかりました。さっき最後の１点と言いましたが、もう一点、済みません、忘れていました。概要のほうの39ページに情報化推進ということで項目が上がっていて、その中に電子自治体の構築というものが上げられておるのですが、これはどういったものなのかお尋ねしたいと思います。

○坂本広報情報課長

電子自治体の構築とは、自治体が情報通信技術を活用し、市民の利便性、満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取り組みであると思います。具体的には、インターネット等による行政情報の提供でありますとか、市民の方々、また、国や自治体等との間の手続の電子化、ワンストップサービスの実現などが挙げられているものと考えてます。

○田中委員

わかりました。それで、ここでちょっと聞いていいのかわからないのですが、地方創生の中に、観光とか防災の視点でワイファーステーションの整備というものが上げられておるんですが、公共無線LANの整備は行う予定というのはございませんか。

○坂本広報情報課長

今委員から御紹介のありました観光、防災のワイファーステーション整備につきましては、観光や防災拠点における来訪者や住民の情報収集などの利便性を高めるための設備促進の取り組みと理解しております。

本市といたしましても、本議会の一般質問で答弁しておりますように、他市の設置場所の事例等も参考にしながら、施設の利用実績や利用者のニーズを踏まえるとともに、各施設の所管とも調整しながら、ＩＣＴの利活用による地域の活性化を目指し、気軽に利用できる情報通信システムの整備について引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○田中委員

今回、地方創生がいいタイミングだと思いますので、このあたりはしっかり整備に向けて取り組んでいただきたいと思います。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○笹井委員

では、項目を絞って、そうは言っても６点ぐらい質問いたします。まず、概要についてから質問いきます。概要の11ページに行財政改革の取り組みが記載されています。これは企画のほうで取りまとめておられると思ひまして、所管はいろいろ幅広いと思うの

ですけど、答えられる部分について教えてください。

まず、11ページの中で、使用料、手数料の改定の中に、自動販売機売上手数料の徴収というのがあります。これはどのように取り組むのか、また、企画部所管の自動販売機というのがあるかどうかお答えください。

○森重財政課長

自動販売機についてのお尋ねでございます。市の施設への自動販売機設置に当たりましては、行政財産の使用料条例等に基づき、占有面積に応じて適切に使用料を徴収しているところでございます。

しかし、他市の事例を見ますと、使用料のほかに売上に応じた手数料を徴収している自治体もございます。こうしたことから、財政健全化計画では、一般財源確保の一環として、自動販売機の売上手数料の徴収を取り組み項目の一つとして掲げているところでございます。

財政健全化に掲げる各項目につきましては、関係する各所管がそれぞれの状況に応じて取り組み、財政課としましては、予算決算時点において、そうした取り組み状況を集約しているところでございます。

今申し上げましたように、基本的には、各所管が取り組むこととなっているところでございます。

それと、政策企画部所管の自販機があるかというお尋ねでございました。政策企画部所管につきましては、自販機はありません。

○笹井委員

わかりました。実際、各設置施設はその規模とか利用状況とか違いますし、それぞれの所管の契約になるかと思えます。方針としてはこういうのが出ているわけですから、あとはそれぞれ見ていきたいと思えます。

同じく11ページですが、各種イベントの見直しというのが一番下ですね。歳出その他のところにあります。これにつきましても、どういうふうな見直しをされるのかお答えください。

○福原行政改革推進室長

各種イベントにつきましては、こちらは財政健全化計画のほうにも目標として上げておりますが、第2次光市行政改革大綱の実施計画における取り組み項目として、イベントの集約を掲げております。これは各種イベントに関し、所管課において、その目的や効果等を検証し、再編、集約を実施するとしているところでございます。

これまでの取り組みを申し上げますと、海水浴場でのイベントの見直しや、光まつり実行委員会事務局の移管等を実施してまいりました。また、このような取り組みの中で、平成27年度予算の関係で申しますと、平成26年度に中止することとなりましたルーラル・ゆうゆう・フェスタ、そういった関係でこちらのほうにものってきております。

○笹井委員

わかりました。この件は私も前期のときからいろいろ大分取り上げて、一覧表などもつくってきましたし、具体的に会派としても提言もさせていただきました。過去の今言われた幾つかの事例は大変いい事例だと思います。また、やっぱり時代とか市民のニーズとかというのが常に移り変わっていきますので、そういう流れを受けて取り組んでいただきたいと思いますし、そこがやっぱり完全に各所管任せだとなかなか進みませんので、取りまとめの課としてのリーダーシップの発揮をお願いしたいと思います。

同じく概要11ページにあります、今度、歳入のほうへ戻って中段、市のホームページバナー広告料の収入の向上と掲げています。これについて具体的にどう取り組むのかお答えください。

○坂本広報情報課長

ホームページのバナー広告につきましては、自主財源の確保を目的として、ホームページのトップページに掲載する有料バナー広告枠、最低5枠でございますが、これを利用する利用料として、広告取り扱い業者を募集し、最も高い価格をもって見積もりを行った業者を落札者とし決定しているところでございます。

広告枠につきましては、最低5枠ということで募集を行っておりますが、10枠まで掲載が可能なことから、市といたしましても、広告取り扱い業者と協議しながら、そういったことでの広告収入の向上に取り組んでいきたいと考えています。

○笹井委員

これは、今から取り組むのですか、それとも、今現在、もう契約があれば、その契約何枠でどれぐらいの金額になっているのか教えてください。

○坂本広報情報課長

27年度につきましては、今からということでございますが、26年度の実績でいいますと、5枠でございます。

○笹井委員

わかりました。また、詳しくはちょっと決算でお聞きしましょう。継続的に取り組んで10枠まで広げられるということは理解いたしました。

今度、概要でいうとこの33ページにいきます。公共施設マネジメントについて、同僚議員からもありまして、ある程度理解はしたのですが、わからないところがありますのでお聞きします。公共施設白書は昨年度事業でできてものもいただきましたが、この公共施設のマネジメントに取り組んでいるということを市民の人にどういうふうに周知するのか、私は今全然周知がされてないというか、市民の方がこの課題が認識されていない。市としての認識する努力というのがまだ目に見えてないと思っております。どういうふうに市民に周知するのかということをお聞きしたい。私の提案としては、過去にもしましたけれども、もうこれだけの施設を全部調査しとるわけですから、その施設にこ

の施設の運営経費はこれだけかかっとして、利用者はこれだけなのだと。公共施設マネジメントで今後見直していくのだということを、全施設に掲示すべきだと考えておりますが、そういったことも含めてどう周知するのかお伺いしたいと思います。

○福原行政改革推進室長

白書を作成した後に、広報紙やホームページ、また、出前講座の開催といったことで周知についての取り組みを実施してまいりましたが、広く市民の皆様に周知をしていく、そういった観点では現状まだまだ取り組みが不足しているものと認識しております。このため、33ページのほうにも若干書いておりますが、27年度、こちらの予算で白書の概要版を作成し、本市の公共施設の現状や公共施設マネジメントの必要性をわかりやすく、また見えやすい形でリーフレットとして取りまとめまして、作成後、広報に織り込んで市内全戸に配布したいというふうに考えております。

また、あわせて出前講座などの周知も継続して行いながら、公共施設マネジメントの周知を図り、市民の皆様に関心を持っていただきたいと、そういうふうに考えております。

○笹井委員

公共施設マネジメントについては、まず調査をして白書の作成をして、その後、再編方針があって、その方針が決まった後に実際の再編と休止、廃止、統廃合という段階を順番的にはそういうふうになると思いますが、やっぱり方針が出たときが一番市民の人はびっくりするとか認識するのですけれども、もうそこで認識するのではなくて、それより前に、やっぱり今こういう問題があるという課題をよく認識した上でないと、方針のときに初めて知ったということでは大混乱が起こると思います。

お隣の周南市でも、方針を何年か前に、手順を踏まれておったかと思いますが、出したときに市議会を巻き込んで大混乱がありまして、今方針をまた再度もう一回つくるといふことの作業を繰り返しておるわけですが、光市においても、そういう他市の事例なども把握した上で取り組んでいただきたいと思います。

概要版というのは、今つくられるということですけど、もう少しどんな概要版をつくられるのか、もし固まっているものがあったら教えてください。

○福原行政改革推進室長

概要版といいますか、形式としてはリーフレットといったものを考えています。他市でいいますと、周南市と防府市も白書をつくった後に、40ページから上の概要版をつくっておりますが、そういったものじゃなくて、リーフレット形式の約8ページから10ページ程度のものにまとめまして、印刷の段階で、業者とも相談してイラスト等も入れてみたいというふうに考えております。

○笹井委員

今から決めるから返事が難しいのかなと思いますが、私も本会議で他市の事例で防府

市ですかね。事例紹介したときに、もうこれを、白書とか公共施設マネジメントの必要性を漫画で全部読み物にして紹介したというのを議場で披露させていただきました。やっぱりとにかくインパクトがあって、市民の人にこの課題を理解していただくための方法というのを、やっぱりこれは考えていただきたいと思います。白書自体はあくまでも現状調査ですから、リーフレットはすぐできるのですが、そこが読み流されてしまうものか、それとも、読み込めるようなものになるかで、随分今後の取り扱いが変わってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

今、私が提案した施設に運営経費とか利用者数を掲示してはどうかということに関してはいかがでしょうか。

○福原行政改革推進室長

施設の掲示の関係でございますが、26年の定例会におきましても、また、昨年12月の委員会においても御提言をいただきました。その内容を検討してまいりましたが、公共施設マネジメントの取り組み、こちらのほうにつきましては、施設を利用する方、またしない方に限らず、市民の皆様への周知と御理解が必要であるというふうに認識しております。こういった意味で、公共施設白書は、一つの施設の状況だけではなく、市全体の公共施設の状況を知っていただくということを目的に作成したわけでありまして。このため、先ほど申しましたが、27年度は市内全戸にリーフレットを配布しますし、公共施設マネジメントの推進に当たって、公共施設を利用される市民の方だけではなくて、広く市民の皆様の声をお聞きするという事で、市民アンケート調査を実施いたします。

このため、現段階におきましては、個別の施設への運営経費や利用者数といった掲示は考えておりませんが、御提言の趣旨は理解しておりますので、公共施設マネジメントの進捗に応じ、周知の方法も考えていきながら行っていく必要があるように考えております。

○笹井委員

この問題も、単年度ではなくてこれから数年継続する問題でございますし、いろんなやり方があるかと思います。また、私も他市の事例、先進事例など勉強しながら提言していきたいと思います。

では、今度、予算書の51ページにフォトライブラリーが広報の中にあると思います。概要は何ページやったかな、このフォトライブラリーをどういうふうなことをつくるかというのは、先ほど同僚議員も尋ねましたし、説明もあったかと思うのですが、このフォトライブラリーで撮って、ホームページでダウンロードできるようにするという事です。これに著作権というのはあるか、その著作権はどうするのかということをお聞きしたいと思います。あわせて、既に3月でも補正で可決されましたパノラマビュー、これも似たような利用になると思いますけど、ここに著作権があるかどうか、その著作権をどうするのかということをお聞きしたいと思います。私としては、市民の人が二次利用できるように、基本的にはこういう市が撮ったものはフリーにすべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○坂本広報情報課長

フォトライブラリーにつきましては、広報職員が撮影した写真をPR素材のダウンロードコンテンツとして作成することとしており、著作権につきましては、市に帰属するものと考えております。しかしながら、先ほど申しましたように、光市のPRにつながるものであれば、広く使用を認めるものとしたいと考えており、使用に当たっては、利用規約を作成し、対応を図ってまいりたいと考えております。

パノラマビューにつきましては、パノラマビューの作成は業務委託での作成を考えており、でき上がったデータや画像などの所有権や著作権などは光市に帰属するものと考えておりますが、撮影や画像表示システムの構築、パノラマバーチャルリアリティの作成などに伴う受託者が従来から有している固有の知識技術に関する権利等がありますことから、二次利用につきましては、それらの課題を整理し、委託業者との協議調整が必要であると考えております。

○笹井委員

基本的に光市の予算とか、光市役所内の業務として撮ったものについては著作権は光市が持つというのは、これは当然だと思います。問題は、その著作権をどれだけ利用しやすいものにするかというところが必要だと思います。それに対して、規約が必要なのは当然ですから規約はつくるべきだと思いますが、私としては、その規約上の中で、基本的には全部フリーにすべきであろうと考えております。よくあるのが、商業利用がいけないとか、政治宗教利用がいけないとか、公序良俗がいけないとか、いろいろ規定をつくると、その申請と審査だけで膨大な業務になると。フォトライブラリーにしても、パノラマビューにしても、基本的に風景ですから、その風景を使って、自分で白い犬でも黒い犬でも走らせて自分でつくっても、それは市民の人でもあるし、市外の人でも私は、それぐらいできるようにすることが私は光市の情報発信につながるのではないかなと思います。その辺の商用利用とか、あるいは公序良俗とか、その辺は今の段階で考えがありますか。それとも今後の検討事項でしょうか。

○坂本広報情報課長

そのあたりにつきましては、当然必要なこととも考えておりますので、これからの検討としたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。今後検討されるということですが、私あんまり市が1個1個審査をするのではなくて、基本的にはフリーで、市がつくったものは市民、あるいは市外の人でも、自由にできるようにすべきだし、それが光市の情報発信、光のすばらしさを発信することになると考えております。

同じように、今度概要の30ページに戻りますが、人口定住プロモーションビデオについてもお聞きします。これも同僚議員がさっきお尋ねしたところではございますが、ま

ずこのビデオの発注方法については、どういうふうに発注されるのでしょうか。お尋ねします。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

プロモーションビデオの発注方法につきましては、ただいまお答えしたように、業者への委託を想定しております。今後、国の仕様をもとに、市としての仕様を定めた上で、業者提案も当然必要でありますので、これを含めた公募型のプロポーザル方式になろうかなというふうに考えております。具体的な仕様、参加条件等については、今後国の仕様を見て精査したいと考えております。

○笹井委員

わかりました。公募型プロポーザルということですから、一定の条件はあるかと思いますが、その条件の中において、いろんな業者さんがとりあえず発注には参入できるということであろうかと思えます。こういうビデオ作製については、光市内にそういう事業者がおるかどうかも私も把握はしてないのですが、県内でもいくつか小さい事業所でもあると聞いております。いろいろそういうアイデアとかを出し合って、その上で先行して発注するような、間口は広い発注方法をお願いしたいと思えます。これについても、仕様を決めるのは光市ですから、私がぜひ検討していただきたいのが、プロモーションビデオは、確かに一つのビデオでストーリーとしてつくりますから、それをほかに利用というのも難しいと思うのですが、そこでいろいろ撮影した素材があると思います。海の映像とか、川の映像とか、山の映像とか、そういうものは、先ほどのフォトライブラリーのように、フリーでダウンロードコンテンツにして、またこれ市民、また市外の人でも自由に利用できるようにしたら光市の情報発信につながるのではないかなと思うのですが、こういうビデオの作製についても、そういう市民による二次利用が可能になるような取り組みというのはできないでしょうか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

市民の二次利用につきましては、議員も御承知のとおり、ビデオ等の委託制作物に関しましては、著作権上の大きな問題が生じてまいります。著作権自体がいわゆる創作者に帰属するというのが法律上の第一要件になります。そういうようなものに関しましては、著作権の最終的な帰属の中で整理がされますが、例えば映像制作業界とか、CM業界等々で、その取り扱いが異なっております。具体的には、委託契約の中で、著作権の帰属に関する条項、あるいは複製権、頒布権、送信可能化権、二次的著作物の利用権等々の整理が必要と考えておりますが、その一部を修正することに関しては、通常の場合で言うと、認められないケースが多いということもありますので、さらに専門的な視点も含めて、精査すべき課題だろうと考えております。

○笹井委員

今、いろんな権利があるうち、最初の著作権は、まずつくった人にあるというのは、

これは当然だと思います。今、次長さんが話されたように、いろんな権利があって、調整が必要ということ、よくお調べになっておって、私はそれを一つ一つ、発注側として当然その仕様の設定ができるわけですから、ただのビデオ撮影で終わるのではなくて、これが市民の活用、そして光市の情報発信につながるような取り組みをぜひ発注の段階で市のほうで折り込んでいただきたいと思います。今回500万円ということで、結構これ国の補助事業ということで、金額的には、今までできなかったこともできるぐらいの金額になっておりますので、ただの国のホームページに載せてそれで終わりではなくて、やはり、市長が言われるように、光の情報発信と、コンテンツの発信にもこれ大変いい材料だと思いますので、そういうこと検討していただきたいと思います。

終わります。

○四浦委員

予算説明資料22ページの歳入の中にある遊休公有財産の処分について、財政健全化計画の歳入の部にあります2,600万円というふうに目標額が出ておりますが、では、この遊休公有財産の総額はいかほどになるか教えてください。

○森重財政課長

遊休公有財産の総額ということでございます。現行の財政健全化計画を策定する際に、遊休財産を集計いたしております。その額が1億3,000万円程度ということになっております。

○四浦委員

そうしますと、これは、実は以前にもこの議論はあったところで、私がしたわけじゃないですよ。委員会の内容を見ますと、あったようですが、じゃあ2,600万円の目標額というのは、どういうところから打ち出されたのでありましょうか。1億3,000万円あるというふうに、総額あると言われたが、これはやっぱり新たに出てくるものもあるでしょうし、そういう点では、もっと意欲的、積極的な目標額を掲げてもいいような素人考えで申しわけないのですが、そんな気がします、いかがですか。

○森重財政課長

まず、この目標額の2,600万円でございます。これは、先ほど申し上げました、このたびの財政健全化計画策定段階で1億3,000万円という遊休財産がございました。それを目標にして掲げております。この2,600万円というのは、それを5年間で割った、1年度当たりの数値でございます。それと、新たに発生する土地ということでございますが、基本的には、土地の移動というのは多くございません。しかもその中で、遊休財産として処分できる財産というものはほとんどないという現状でございます。したがって、この目標設定というのは、従来からの2,600万円を使っているところでございます。

○四浦委員

そうしますと、2,600万円を毎年やりきれば、5年間では遊休公有財産については、完全に処分できるというふうに踏んでこういう目標額が出たということなのですね。では、現在は、今のお話では、相当総額が減っていると思いますが、1億3,000万円というのは、当初の公有財産だったわけですか、それとも現在の遊休公有財産なのですか。

○森重財政課長

1億3,000万円というのは、先ほど申し上げましたとおり、計画の策定段階の数値でございます。そうした中で、現行の財政健全化計画というのは24年度からスタートしております。スタートしたわけでございますけれど、厳密に言いますと、24年度の計画のスタート時点では、1億3,000万円を下回っていたというのが実態でございますが、計画において目標数値として掲げているわけですから、普通財産の洗い出し等もやりながら、何とか目標達成したいと考えております。

○四浦委員

ちょっとわかりにくくなったのですが、そうしますと、これより低かったのが、毎年2,600万円を均等に処分してきたわけではないということと、それから、増えてもいったわけですね。そういう遊休の所有土地などが。そういうことなのですか。

○森重財政課長

先ほど申し上げましたとおり、増えるということはほとんどございません。（発言する者あり）

○四浦委員

土地などですから、非常に売りやすいものもあるだろうし、それから、なかなか処分が難しいというものもあるだろうと思いますから、御苦労はあると思うのです。売りにくい土地について、どうでしょうか。こういうふうにして売りしましたという苦労話を聞かせていただけますか。最後に。

○森重財政課長

確かに、今委員おっしゃいますように、売りやすい土地、売りにくい土地がございます。現在まで売りやすい土地を処分しているところですが、これから売りにくい土地、今年度も一般競争入札を実施する予定で、入札参加予定者を公募いたしました。結果としては、残念ながら参加していただける方がなかったという状況でございます。これまでは、入札参加者を公募した場合には、大抵の場合が参加していただいていたわけですが、このたびは参加者がいなかったなど、若干売りにくい土地が残ってきている、そういう状況の中で、どういった対策が有効なのかというのはこれから研究してまいりたいと考えております。

○四浦委員

聞いてみて、大変失礼な言い方しますが、不動産屋など、プロの土地売買をする業者はたくさんいらっしゃいますが、そういう民間の力というもの、よく市は委託をやるじゃないですか。そういうふうなことはやられたことないのですか。

○森重財政課長

これまでにはございません。

○四浦委員

売りにくいのが残っているっていうから、あと、28年って目の先になりましたから、そういうふうなことも検討の中に入れられて、また聞くかどうかわかりませんが、そのときは、もしお尋ねをしたときは、生きのいい話をしていただきますようお願いをしたいと思います。

次へ移ります。電算委託について、お尋ねをいたします。これは、ページ数で言うと、たくさん出てくるのですね。予算書の57ページに出てきています。しかも、かなり1件当たり、なかなかの額です。行政情報化機器システム保守委託料、7,139万円余り、社会保障税番号制度システム改良業務委託料、これが1億4,000万円余りというふうな大きな金額に、予算になっております。最初に、具体的な質問に入る前に、先ほどの説明ではちょっとわかりにくかったっていうか、つかみきれなかったので、もう少し詳しく説明していただけますか。

以上の2件について。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○坂本広報情報課長

行政情報化機器システム保守委託料7,139万4,000円につきましては、基幹系システム、それから内部情報システム、また、それらの機器類の保守、維持管理の経費でございます。社会保障・税番号制度システム対応業務委託料につきましては、先ほど説明申し上げました基幹系システムの改修経費、それに付随した業務の経費等でございます。

○四浦委員

ちょっと見当がつかないから、大まかに聞きますが、この2つとも、いわゆる保守だったりしますから、基本ソフトというものがあるわけでしょうが、それは、近くの例で言うと、周南3市、下松だとか、周南市だとかいうふうなものと同じ基本ソフトになっていて、しかも、委託先は随意契約で特定の企業だということになりますか。

○坂本広報情報課長

他市のことにつきましては、承知してないところでございますが、行政情報化機器システム保守の委託料につきましては、通常、通年の維持管理、保守の経費でございまし

て、今のソフト等の経費は、基本的には含まれておりません。社会保障・税番号制度のシステム対応につきましては、おのあのパッケージ、ソフトがそれぞれに経費として組み込まれているところでございます。

○四浦委員

わかりました。そうしますと、随分はしよりますが、骨格になる質問をしときたいと思います。12月の議会で、議会の委員会の審査で、課長はこのように答えられました。自治体クラウド、これを導入することについていかがかということと言いましたら、調べてみたら約10分の1の自治体で全国では導入されているという、このように力強いお答えがありました。その上、この自治体クラウドについては、私が説明するより、一番詳しい専門家の課長に答えてもらった方がいいのですが、全国的に調査研究を進めたいということと言われました。それでは、自治体クラウドとは、おおよそどういうものかということをおさらいしてみたいと思います。

あわせて、調査研究が新年度予算をにらんで、一定のことをやられているだろうと思いますから、この間どういうふうに取り組まれているかということをお尋ねします。

（「予算書何ページになりましたでしょうか。」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）さっきと一緒にですよ。全く変わりません。57ページです。こういうもので、システム保守委託料、こういうものを取り組むに当たって、実際クラウドを導入することで調査研究を進めてみたい、こういうふうに言われました。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○坂本広報情報課長

自治体クラウドについての調査研究につきましては、昨年、近隣の広島県の大竹市、それから西部4市町ということで、安芸太田町に先進事例の視察ということでまいっております。それから、千葉県にありますアカデミーに職員を派遣いたしまして、そういったことに対する研修を行っております。また、自治体クラウドということで、共同化ということになりますと、地理的に言えば、近いほうがいいということもございまして、近隣の市と調査研究ということで勉強会を行ったりしているところでございます。

○四浦委員

わかりました。近隣の市というのは、やっぱりお隣の下松市と、周南市を指すわけですね。

○坂本広報情報課長

も含めて近隣でございます。

○四浦委員

そうですか。勉強会などの中身について、今言えるところはありますか。

○坂本広報情報課長

当然、目標としましては、コスト削減、それから災害に強いといいますか、災害が起きた際に業務継続性などが担保されるようなことがクラウドのメリットとして挙げておりますので、そういった方向性につきましては、お互い理解しあえるところであろうかと感触は得ておりますが、当然に各市によって、今の賃借料の期間とか、タイミングがいろいろ違ってまいりますので、そのあたりの関係、それから、当然使っているソフトといいますか、導入業者も違う場合もございますので、そのあたりの調整についての検討を行っているところでございます。

○四浦委員

近隣というのはわかりやすいようで、案外わかりにくいです。全国的には自治体クラウドで、いわゆる電算システム保守改修委託料を大幅に引き下げているところはあちこちで見られるのですが、中には隣合わせというのよりは、県境を越えてとか、例えば、ここでいうなら広島県の自治体という。それには理由があるでしょう。あんまり温まってないところと勉強会もいったって、それは前に進みにくいです。

最後に聞きましょう。自治体クラウドを導入するという目標年次を定めておりませんか。

○坂本広報情報課長

既存のシステムの改修、更新時期が一応のめどになると考えております。その際に、そういったクラウドなり、現行のシステムの更新であるということで、一定の判断が必要になろうかと思っております。

○四浦委員

終わります。

○森重委員

最後に1点だけお聞きをいたします。大事なところですから。予算書は47ページで、概要では33ページでございますけども、固定資産台帳の整備支援業務委託料で、新公開制度に向けての大きな予算が上がっております。これで、33ページのほうには、平成29年度に新たな統一基準の地方会計制度、公会計制度に移行することに伴い、財務書類作成に必要な固定資産台帳を整備していくというふうに書かれております。国は、全ての自治体において今後3年間で統一基準になる財務指標作成の要請が今来ていると思います。新たな地方公会計制度に移行していくということですけども、今後、自治体への支援が国でいろいろおりてくるのだらうとは思っておりますけども、当面これどういうふうな作業に入るのか、そして、固定資産台帳の整理というのはどの範囲のものを、固定資産、今いろいろなものをやっておられますけど、どの範囲のものを洗い出していくのか、その辺をお聞きできたらというふうに思います。

○森重財政課長

公会計の新たな基準でございます。この基準につきましては、まず、固定資産台帳の整備、それと複式簿記、この2点がございます。これを委員おっしゃいますように、平成29年度、すなわち平成28年度の決算から導入するということが求められております。固定資産台帳の対象でございますが、これは市が保有する全ての固定資産ということになります。土地、建物だけではなく、道路などのインフラ、あとは物品、そういったものも含めて、全ての固定資産について取得価格、耐用年数等のデータを、網羅的に記載するものが固定資産台帳となります。

○森重委員

今、公共施設マネジメント白書とか、まだ今後公共施設等の総合管理計画とかで、いろんなものの資産状況を把握していくという作業もあるわけですが、さらにここでは物品っていうものとかが入ってくるって、全く別扱いで、これは全て委託をして、洗い出していくというふうな考え方でいいのですか。

○森重財政課長

固定資産台帳の整備の委託でございますけれども、これにつきましては、基本的に台帳を作成するための支援を受けるということを主に考えております。現在でも、例えば道路台帳とか、公有資産台帳とか、さまざまな台帳がございます。基本的にはそういったさまざまな台帳のデータを一元化する、簡単に言えばそういうことになろうかと思えます。費用面でもできるだけ安くということもございますので、職員ができるものは職員で、特に公会計、会計制度あたりの専門的な知識が必要な部分については、支援をしっかりと受けると、そういうことで何とか期限内に台帳整備を進めてまいりたいと考えております。

○森重委員

さまざまな作業が実際に入ってきて、ほんとに職員の皆さんも、ほんとパンク状態というふうな感じぐらいのいろんなことが一斉に出てまいりますので、非常に大変なことだと思いますけれども、特に新しい制度に向けて、複式簿記云々、私たちもそうなのですけども、やはりそういうものを少しやっぱり職員さんたちの間でも学んでいくとか、そういうものに対しての研修とか、そういうものをお考えなのですか。

○森重財政課長

公会計につきましては、現在も決算のときに参考資料としまして財務書類を作成しております。この作成に当たっては、複式簿記の知識も本格的にはないにせよ、必要となっておりまして、このため、これまでも担当職員につきましては、研修を毎年度受けております。その上で、平成27年度からは新たな公会計制度に向けての研修も充実させていきたいと、予算もそうした方向での予算計上となっております。

○森重委員

わかりました。これは、でも委託を一応されるということで、できるところはされるということなのですが、委託先というのはいいいのですか、お聞きしても。

○森重財政課長

委託先でございますけれども、これにつきましては、公募型のプロポーザルということで選定してまいりたいと考えております。

○森重委員

ちょっとまだ、これからというところでしょうけども、いろんな支援等も今後出てくるのだらうと思いますので、大変な作業になりますけども、しっかりお願いをしたいというふうに思います。

討 論

○四浦委員

議案第1号平成27年度光市一般会計予算について反対の討論を行います。

子供の医療費無料化拡大など、市長が進めている面には評価するという点もあるが、同時に、根本的には、例えばお隣の下松市などと比べて人口減に歯止がかかってないなど、非常に不十分で、しかも、これまで公共料金を引き上げ続けて、このたび非常にラッキーな状況が出たにもかかわらず、公共料金を引き下げる決断をせず、市民の暮らしより市の財政事情を上置く、市民にとって冷たい市政であるということを指摘して、反対討論といたします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

3 市民部所管分

(1) 付託事件審査

①議案第12号 光市地域づくり支援センター条例の一部を改正する条例

説 明：縄田地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

数点質問をさせていただきたいと思います。

支援センター、一部を改正するという事で、生涯学習センターのほうを地域づくり支援センターに持っていかれるということなのですが、細かいことをお聞きしますが、どこに配置されるのか。

○縄田地域づくり推進課長

生涯学習センターはどこに配置するのかということでありますけど、現在の地域づくり支援センターの事務室に生涯学習センターの事務室が移転することとなります。

○田中委員

今の地域づくり支援センター事務所内に設置するということなのですが、これセンター長を置くということで書かれておるのですが、これ身分はどのようになるのか。また、地域づくり支援センターのほうの長もいらっしゃると思いますが、そのあたりについてお聞かせください。

○縄田地域づくり推進課長

センター長の身分でありますけど、これまでの生涯学習センターの所長を新たな生涯学習センターの所長としてお願いする予定にしております。

地域づくり支援センターの所長につきましても、これまで同様、地域づくり推進課長が所長となります。

○田中委員

今回、効率化で行われるということでしたが、連携を考えたら、この地域づくり支援センターの課長さんと生涯学習センターの長と一本化したほうが、情報の共有化もできてよいのではないかと思います。そのあたりで、別にセンター長を置く理由と、また将来的にはどのようなものに持っていこうと思っていられるのか、お聞かせください。

○縄田地域づくり推進課長

現在、生涯学習センターと地域づくり支援センターでは、多くの事業を実施しております。これらの事業は、平成27年度におきましても、確実に実施するということが

重要であると考えますことから、引き続き、これまでと同じ所長を置くこととしております。

なお、平成27年度から生涯学習の促進と市民活動の活性化を地域づくり推進課において一体的に取り組む体制ということになりますことから、情報の共有は今まで以上に十分に図られるものと考えております。

また、将来的な組織体制につきましては、今後業務を行っていく中で調査研究してまいりたいと思っております。

○田中委員

わかりました。今後いろいろな活動の中で考えていくというところなのですが、やっぱり市民にとって同じ事務所内に2つのことがあるということで、迷わないように適切な対応をよろしくお願いできればと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 平成27年度光市一般会計予算（市民部所管分）

説 明：縄田地域づくり推進課長、藤本生活安全課長、田中市民部次長、田村市民課長、戸本人権推進課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○林委員

予算説明書のほうの5ページでございますけれど、上段に法人市民税が前年度に比べて約4億円見込みで減少となっておりますけれど、大手企業を中心に業績が回復しつつある中で、どのように受けとめたらよいのでしょうか。また、国の法人税減税に関係があるかどうかをお伺いしたいと思います。

○田中市民部次長兼税務課長

法人市民税が前年度に比べてかなり落ち込んでいるわけですが、これの算定根拠といえますか、それは実際の確定申告や中間申告の状況を見て算定しております。

それと、さらに昨年、条例改正しまして、法人市民税の税率が14.7%から12.1%に引き下がったわけでございます。これは直ちに27年度に全部影響するわけではございませんが、その影響額が予算ベースでいうと、約1億600万円程度、それによって落ち込みます。あとは実際の業績の実績等を見込んで算定いたしました。

○林委員

わかりました。これからまた徐々に変わってくると思いますけれど、理解いたしました。ありがとうございます。

予算説明書資料の10ページなのですが、これとても単純な、単純なっていうか、お恥ずかしいのですが、これ中段ぐらいになりますかね、10にありますけれど、中段に株式等譲渡所得割交付金というのがございますけれど、平成27年度に極端にふえているのは、取引が多かったのかなと思ってみたり、どういう点でこういうふうにふえているのか、教えていただきたいのですが。

○田中市民部次長兼税務課長

御存じのとおり、株の売買等盛んに行われておるわけでございます。日経平均株価についても、相当な上昇を見せておりまして、そういうことから、国の財政計画などの数値も参考にしまして、これぐらい伸びるのではないかとということで算定しております。

○林委員

わかりました。見込みということでありますけれど、これからまたしっかりと見ておきますので、ありがとうございました。

次に、予算書の95ページ、先ほど御説明いただいたのですが、中段から少し下に、共同作業所解体工事というのが1,200万円計上されておりますけれど、先ほどの御説明で大体のことはわかりましたのですが、これは先ほど私は聞き漏らしていたのですが、測量も一緒に、測量と解体とで1,200万円という理解でよろしいのでしょうか。

○戸本人権推進課長

今の御質問でございますが、解体工事費が1,200万円でございます。測量につきましては、9行上の、測量登記委託料119万8,000円というのがございます。これが解体した後、測量を委託するものでございます。

○林委員

測量というのは耳に入っていたけど、違っていたの、ありがとうございました。

それと、今1,200万円の上段に、35万9,000円というのがございますね、借上料。これは今まで借りていた、今年度というか、解体するまでの借上料というか、家賃というか、そういうふうな意味合いで捉えたのでよろしいでしょうか。

○戸本人権推進課長

一応予算上は1年計上しております。しかし、解体工事に着手しまして、これがいつ終わるものか確定していないことから、27年度につきましては、月割りで契約して、解体が終わった後、解約という契約にしますので、一応1年分の予算を計上させていただいております。

○林委員

わかりました。長い間のこれも懸案事項でございましたけれど、ようやくしっかりとした形で解消されることはうれしく思っております。

それと、もう1点、97ページの3行目でしょうか、男女共同参画社会推進事業のうちの5段下の、市民アンケート集計分析委託料というのがございますけれど、これはどちらのほうに委託をなさるのでしょうか。

○戸本人権推進課長

これにつきましては、入札といいますか、見積徴収になろうかと思えます。別段どこに委託するというふうに決まっているわけではありません。

○林委員

わかりました。これ新たにそういうふうに市民にアンケートをいただいて分析して、その分析の結果、今後どのような形で、今までいろいろと、ここに書いてありますけれど、いろんなパンフレットとか、いつも新しいものをつくっていただいたり、そして、いろんな形で広報したりとか、いろんな公民館とか学校なんかで推進をされておりますけれど、今後このアンケートの内容によっては、男女共同参画の推進事業の内容を変えていくということではなくて、今までのようにしていけるか、その点を教えてください。

○戸本人権推進課長

まず、この28年度末をもって期間が満了することから、27年度はまず市民アンケートを行います。第2次の基本計画におきましても、市民アンケートを実施しており、その内容については、県も基本計画をつくっておりますので、それとの調整をしながら、基本的には、前回のアンケートをもとに行います。アンケートを行った後、市民を交えた男女共同参画ネットワーク協議会で、この基本計画の内容も、こういった形にするかとか、いろいろ協議してまいります。

また、議会のほうにも、議決事項ですので、28年度には審議していただく形になろうかと思っております。

○林委員

なかなか大変な事業でありますので、しっかりと審議のお声も聞きながら、また新しい角度で取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中委員

数点お聞きします。

209ページの土地借上料になるのですが、先ほど御説明の中で牛島公民館と周防公民館の駐車場の借上料だという説明があったと思うのですが、これは昨年度と同金額に

なっておりますが、これの契約の説明をしていただければと思います。

○縄田地域づくり推進課長

土地借上料、これにつきましては、先ほど御説明しましたとおり、三島公民館と周防公民館の駐車場として毎年土地を借り上げておりますけど、この計算方法につきましては、課税標準額や固定資産税、都市計画税をもとに算出しておりますので、このあたりの金額が変われば、当然借上料も変動するという形になっております。

なお、ことしの予算につきましては、前年度と同額を計上しております。

○田中委員

牛島じゃなくて、三島でした。失礼しました。

これがほかの担当課にはなるのですが、ふるさと郷土館とか、小学校のグラウンドという部分では土地評価に連動して減額になっておるのですが、今回ここだけ減額になっていないわけなのですが、これは毎年更新と考えてよろしいですか。

○縄田地域づくり推進課長

はい、そういうことです。

○田中委員

わかりました。今回は土地の評価が下がってないということでの理解だと思い、違います。もう一度お願いします。

○委員長

質疑ですか。

○田中委員

はい。

○縄田地域づくり推進課長

課税標準額、固定資産税、都市計画税につきましては、毎年のように見直しをされておりますけど、その時期が遅くなっておりますことから、予算上は前年度と同じ額を計上しております。

○田中委員

わかりました。

次に行きます。続いて、59ページの交通安全対策施設設置工事でお聞きしたいのですが、御説明の中で、ゾーン30のことがあったかと思うのですが、今、浅江2丁目と3丁目がこの対象になっていると思うのですが、この工事スケジュールについてお聞かせください。

○藤本生活安全課長

27年度の予算が審議されて承認されれば、27年度の早い時期にやる予定にはしております。

○田中委員

わかりました。それで、これの沿線の先でもあるのですが、虹ヶ浜の光駅に向けての道っていう部分も市民からの要望にはなるのですが、このゾーン30の対象にはならないのかというお話もあるのですが、このゾーン30の選ばれるというか、選択基準みたいなものがあれば、お知らせください。

○藤本生活安全課長

まず初めに、地域住民の要望、学校等の要望、また市役所生活安全課への市民からの要望を踏まえた上で、警察署のほうで必要性があれば、そこで審査申請し、山口県の公安委員会の承認を経てゾーン30というのが新たにできる可能性もありますと聞いています。

○田中委員

わかりました。そしたら、地元住民のお話も聞きながら、しっかりやっていきたいと思えます。

続いて、115ページの中山川ダム維持管理費負担金と中山川ダム設備更新負担金というので御説明があったかと思うのですが、26年度予算と増減しておりますので、そのあたりでもう少し詳細な説明をいただければと思います。

○藤本生活安全課長

中山川ダムの維持管理費の負担金の増額は、給与の増額とダム管理における委託料の増額分になっております。

それと、中山川ダムの設備更新の負担金は、この減額については、今年度の設備更新は、曝気装置のみの設備更新と聞いておりますので、それ以外の設備更新は今回ないというようなことから、当初の予算はこの金額となっております。

○田中委員

わかりました。これ先ほど給与と委託料のほうで増額になったということなのですが、100万円近く増額されているのですが、これは委託料のほうの主ということになりますか。

○藤本生活安全課長

若干の人件費部分の増額もありますが、水質検査委託料等が主な要因となっております。

○田中委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○笹井委員

8項目ぐらいお尋ねします。

最初に、予算概要のほうからしたいのですが、予算概要の11ページに、財政健全化の推進についての取り組みが予算概要の11ページのほうに出ています。この中に、使用料、手数料の改定で自動販売機売上手数料の徴収というのが上がっております。これは当然市民部としても、この方針は認識していますね。

その上で質問なのですが、市民部所管の自動販売機が何台あるのか、そして使用料、手数料は幾らあるのか。使用料、手数料収入の向上に向けてどう取り組むのか、お尋ねします。

○縄田地域づくり推進課長

まず、市民部所管分としましては、地域づくり支援センターに飲料水の自動販売機を2台設置しております。

使用料、手数料等の収入についてでありますけど、使用料としましては、現在、行政財産使用許可申請により設置許可しておりますことから、光市行政財産使用料条例の規定に基づきまして、1台につき年額8,550円の使用料を納入していただいております。使用料、手数料の向上に向けての取り組みについてでありますけど、現在、地域づくり支援センターの飲料水自動販売機につきましては、体育施設利用者の脱水症を予防するという観点から設置しております。また、いずれの自動販売機も、売り上げの一部を「おぎゃー献金」に寄附されることとなっております。

このことから、現時点では、手数料等については徴収しておりません。

ただ、今、議員御指摘のとおり、財政健全化計画の観点から、売り上げの手数料の徴収については、こういった方法が考えられるのかというところにつきまして、今後、調査研究したいと考えております。

○笹井委員

財政健全化計画のほうにこういう自動販売機手数料の徴収は、これを進めると書いてありますので、それを各部局としてどうしておるのかということについて興味を持っています。これは逐一私が聞くのもちょっと、私が聞くべきやつは本来また財政当局なりがきちんと旗を振ってやるべきなのかなと思っておるところですので、次の項目に行きます。

1枚めくって、概要13ページになりますが、室積コミュニティセンターに移ります。ここも、12月議会での質問で、自動販売機の設置についてどうなのかというのを尋ねたところ、市民のほうの検討委員会等が開催されて、その中で議論していくと、検討中というようなニュアンスだったと思うのですが、ここも改めてこの時点でお

聞きます。

ここの室積コミュニティセンターの自動販売機設置についてはどうなるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

（仮称）室積コミュニティセンターの自動販売機の設置ということでもありますけど、現在、地域住民の方を対象としまして、新しい施設の活用方法について話し合うことを目的に、ワークショップを開催しており、その中で活用方法について、いろんなアイデアが出ております。27年度におきましても、引き続き、このワークショップを実施する予定としておりまして、その中での意見、アイデア等につきましては、可能な範囲で対応できるような施設にしたいと考えておりまして、自動販売機の設置につきましても、施設を利用される地域の皆さんから、設置してほしいという意見が多く出れば、当然検討することになると考えております。

○笹井委員

今、ワークショップ、現在開かれていますので、そこでの議論をもとに考えるというのは、当然その回答はおかしいとは思わないのですが、一方で、市として使用料、手数料の徴収を進めていくという方針を出しているのですから、私は市の事務局の方針としては、もう既にそういうものやっていくのだというのがあるものだと思うわけです。

ただ、それを実際どう部局でされるのかというのは、中の話になりますので、これ以上聞きませんが、私はこういう大方針がある以上、それに沿って進めていただければと思います。

室積コミュニティセンターについては、ほかの部分を見ますが、先ほど予算書の57ページにコミュニティセンターの整備事業の説明がありました。この中で、中段のところで、太陽光発電設置工事が2,500万円ですか。歳入のほうでも説明があつて、これ2,300万円ほど歳入は補助があるというふうに聞きましたので、補助事業かなと思うのですが、一応この補助事業かどうか。補助率、そしてこの2,500万円の経費の内訳ですか、これを教えてください。

○縄田地域づくり推進課長

（仮称）室積コミュニティセンターの太陽光発電装置の設置工事ということでもありますけど、これにつきましては、歳入でも御説明しましたとおり、県の補助金で山口県防災拠点再生可能エネルギー等率先導入推進事業補助金というのがありまして、こちらを活用する予定としております。

設置工事の内訳でございますけど、太陽光発電システムを設置することとしておりまして、今のところは10kwの太陽光発電パネルを設置する予定としております。金額は、約840万円程度を見込んでおります。

それと、リチウムイオン蓄電池、15kwh程度のものを設置する予定としております。金額は約1,100万円程度になろうかと思います。

それと、ハイブリット外灯を設置する予定にしております。これにつきましては、施設の入り口がわかる位置に2台設置する予定としておりまして、金額は2台で360万円程度を見込んでおります。事業の補助率は100%で合計2,300万円の補助金を活用する予定です。

それから、残り200万円については、補助対象外になりますが、啓発用のディスプレイ、それから太陽光の発電量等のデータを管理するパソコン等を整備する予定であり、総事業費としましては、2,500万円を見込んでおります。

○笹井委員

わかりました。なかなか聞いてみないとわからないもので、太陽光パネルよりも蓄電池のほうが高いということですね、今の説明でわかりました。

それで、今回設置費だけ上がっておるわけですが、これは今後コミセンが来年度以降、運営するに当たって、この施設のメンテナンス費用とか維持管理費用みたいなのは発生するのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

メンテナンス費用については、発生しないと考えております。

○笹井委員

わかりました。あと設置すること自体、方針で決まっていますし、予算計上されているし、そこに異を唱えるものでもないのですが。ただ、県が高負担する補助事業については、光のほうで必要性があって、そこにちょうどいい県があったから利用するのか、これがベストなのですけれども、他の部局なんかの事業を見ますと、県から消化してくれみたいな話があったとか、あるいは補助事業があるから、必要性は低いけれども、やってみようかみたいなもの、過去その他市、他県の事例でもあったように私は思っていますので、この事業については、どういう必要性があって、どういう補助事業を利用したのか、その辺の流れを、必要性を説明していただけますか。

○縄田地域づくり推進課長

（仮称）室積コミュニティセンターにつきましては、完成後、光市地域防災計画において、指定避難所に位置づけられる予定であります。そのことから、市民の皆さんが安心して避難所として利用できるよう、災害による停電時においても最低限の電源を確保するということを目的に太陽光発電システムを整備することとしております。

また、平常時におきましては、自然エネルギーを最大限に活用したランニングコストの低い環境にやさしい施設にしたいと考えております。

なお、このあたりにつきましては、（仮称）室積コミュニティセンター市民検討会議からも意見として出ておりまして、そのことから太陽光発電システムを整備するのであれば、こういった補助金が活用できるのかということを考えまして、今回この補助金を活用することとしました。

○笹井委員

わかりました。一応経緯と必要性については理解いたしました。

次、予算書の61ページにまいりましょう。空き家対策事業についてです。61ページの上段にあります空き家対策事業、これは昨年度、条例の制定と施行になりまして、今、担当課のほうで取り組まれておるとこだと思いますが、進捗状況をお聞きしたところ、まだ自主的に対処したとか、取り壊したものはあるけれども、行政として命令、代執行まで行ったところはないと、前回の議会で、そういう報告でした。

平成27年度に当たっては、そういう命令とか代執行、こういうところまで行うのかどうか、この予算でそこまで決まるとるかどうかわからないかもしれませんが、そこはお尋ねしたいと思います。

○藤本生活安全課長

必要に応じて命令、代執行を行うケースもあるとは思いますが、あくまでも所有者の責任にありますので、そういった面では粘り強い交渉を持って、自主撤去という形の中で進めていきたいと思っています。

○笹井委員

わかりました。いろいろ案件があって、それぞれの状況とか、所有者のお考え、取り組みは個々に違うことだと思いますので、それが放置されないようにひとつよろしく願いいたします。

次、予算書、1ページ戻ってもらって、59ページになりますが、防犯灯のことについて聞きたいと思います。

59ページの防犯対策事業の中に、防犯協会補助金がありまして、説明では、防犯灯の取りかえの補助だったかと思います。その確認と、あと61ページのほうにも街路照明推進協議会補助金250万円あります。これは街路照明だと思います。この一応違いをもう一回確認したいのと、それから、こういうライトのLED化への取り組みについてもお答えください。

○藤本生活安全課長

光市防犯協会の補助金478万円については、主に地域の安全活動と防犯灯設置事業を行う光市防犯協会の補助金となっています。

本年度、事務事業の見直しにより、430万円を防犯灯設置事業費として防犯協会では充てる予定にしています。残りの48万円が、いわゆるその他事業に必要な人件費並びに防犯活動費になります。

それと、光市街路推進協議会の御質問なんですけど、光市の街路灯は、国道、県道、市道にある街路灯が1,013灯あります。そのうち、街路推進協議会が所管しています450灯の維持管理費、主にスポンサー収入で運営されてますが、その不足分として250

万円の補助を支出しております。

それと、あとＬＥＤの関係なんですけど、今、光市防犯協会において、23年度から古い蛍光灯からＬＥＤ灯に切りかえを行っております。光市防犯協会では白色系のＬＥＤ灯に変換という状況になっています。今後ＬＥＤ灯の防犯灯を設置したいと考えています。

○笹井委員

わかりました。これ電球のＬＥＤ化については、初期投資はあるものの、耐用年数とかを考えると、トータル的に安くなるということで、これは一遍にということは難しいと思いますが、機会に応じて進めていくべきなのかなと思います。

ただ、そこで質問しますが、こういう街路灯について、例えば、地域で色をイメージ的に統一するとか、今、大体白でやられていると思うのですが、例えば、オレンジ色で地域を統一するようなこと、あるいは函館なんかは、縦筋と横筋で青とオレンジで色を変えて、それで景観をよくして函館山の観光客をふやすというようなことを、これは過去からやっておるわけですけども。そういうふうな色に、防犯灯とかの色をイメージ的に統一するようなことでということは、この事業の中ではできないのでしょうか。

○藤本生活安全課長

今、光市防犯協会においては、白色をメインにＬＥＤ化へ変換してます。私の頭の中にも、ＬＥＤ灯防犯灯用のいろんな色があるというのを、私自身理解していません。今後、検証して、防犯協会に伝えていきたいと思います。

○笹井委員

これは一つの課にお願いすべきことでもなくて、いろんな観点から私も考えて検討していくことだとは思っていますので、この辺、私もよく勉強して、また再度提案していきたいと思います。

次ですが、予算概要のほうに戻りますが、11ページに財政健全化の推進のところの一番上ですが、市税収納率の向上というのが上がっています。これ毎年上がるとるかとも思うのですが、一応これどう取り組むのかと。そして平成27年度は、去年と比べてどういうふうに、新規にというか、強く力を入れていくところがあるのか、それをお尋ねしたいと思います。

○井上収納対策室長

まず、市税収納率向上にどう取り組むかという観点ですが、滞納者との接触機会をふやし、収入、生活状況や滞納原因を的確に把握するとともに、財産調査や滞納処分を徹底して行うことで、収納率の向上と適切な不納欠損処分に努めてまいりたいと考えております。

特に滞納が始まって間もない方への初動として、素早い催告を心がけ、滞納繰越額の

縮減を図りたいと考えております。

○笹井委員

それは27年度に、今までやってなかったけど、特にやるということなのですか。去年との違い、27年度これをやりますよというのがあったら教えてください。

○井上収納対策室長

済みません、一緒に申し上げるべきでしたのですけども。今年度におきましては、予算のほうにも計上してありますように、タイヤロック装置の購入を予算措置しております。これにより自動車を差し押さえ、差し押さえの対象範囲を広げることにより、これまで滞納処分が困難であったケースを解決していきたいというふうに考えております。

○笹井委員

わかりました。タイヤロック装置を購入するということは、これは収納の促進の意味では、最終的に額はどうなるかわかりませんが、結構インパクトがあることだと思います。そういうのが私はこの概要の中にどこか出てきてもいいのではないかなと思っているのですが、そこまで今聞いて、教えていただきましたので、大変勉強になりました。

では、次の項目にまいります。予算書の95ページ、人権のほうにまいります。95ページの人権のほうで、予算概要の41ページに、こっちのほうがわかりやすいので、41ページに出ているのですが、人権を考えるつどい、73万円、これ黒星印の新規事業になっておるのですが、これどこが新規なのか、どういうふうに、新しい部分があるのか教えてください。

○戸本人権推進課長

概要のほうでは、確かに黒星で新規となっております。実は4年に一度、23年度に同様の事業を委託して受けております。法務局の周南支局管内3市3町の中で、持ち回りで開催しております。3市については毎年、3町については4年に一度町で行っています。4年に一度持ち回りで光市が受けており、内容につきましては、法務局との関連もございますので、協議しながら、また対象としては3市3町、広く参加するように啓発してまいります。

○笹井委員

持ち回りが当たったということで、意味はわかりました。

ただ、これいろいろ関係団体とか、参加する人からすると、人権関係は教育委員会所管のもあれば、今のそちらの課の所管もあるわけですが、それは年間通しの事業に加えて、さらに平成27年度は持ち回りで1個何か会合がふえるということですか、それとも今まである行事を拡充したもので、回数は変わらないということになるのでしょうか。

うか。

○戸本人権推進課長

人権週間が12月にございます。毎年、教育委員会主催による人権を考えるつどいを行っており、これにかわるものとして、やはり人権週間に行う予定としています。

○笹井委員

はい、わかりました。人権関係は教育委員会もあって、行事的に私は多いのではないのかなというような質問は前議会でさせていただいたところですけど、今回、この事業は持ち回りで人権週間中にやるということは理解いたしました。

あと2項目聞きますが、予算書の97ページ、97ページの中段、ふれあいセンター管理運営事業630万円がございます。これさっきの説明では浅江のふれあいセンターとあと三輪の福祉会館ですか、というふうに聞いたかと思いますが、これだけで内訳がよくわかりませんので、三輪福祉会館の管理費用、そしてそこにおける職員の人員、それから業務内容について教えてください。

○戸本人権推進課長

まず、人員でございます。臨時職員1名を配置しております。予算書上にも臨時職員賃金ということで143万4,000円を計上させていただいております。

なお、あさえふれあいセンターにも同様に嘱託職員、今のふれあいセンター運営費の上段、職員給与費等のほうにあります。そちらが、あさえふれあいセンターの職員1名分の経費でございます。

それと、三輪福祉会館の年間の管理運営費でございますが、先ほど言いました臨時職員の賃金合わせまして299万円を計上させていただいております。

内容につきましては、御存じのように、あさえふれあいセンターと同様の業務内容としておりまして、地域住民の方の生活相談、また貸し館事業もやっておりますし、償還金に係る相談業務、これについてもやっております。また、行政とのパイプ役として職員も配置しております。

○笹井委員

このあさえふれあいセンター、三輪福祉会館、人権推進課が持たれておるというのは、過去のいろんな事業の経緯でやられておるとは一応私も理解しておるのですが、ただ今現在の法律によって、今相談業務があると言いましたけど、こういう施設で相談業務をやらなければいけない必要性というのはあるのでしょうか、相談であれば今いろいろ福祉のほうとか市役所のほうとか、それなりに相談窓口が私は市全体で見ればあると思うのですが、三輪福祉会館やふれあいセンターでまだ相談業務やらなければいけないという必要性について教えてください。

○戸本人権推進課長

委員さんが言われるように、過去においてそういった事業で施設をつくったわけでございます。しかしながら、今においても地域の方々のよりどころといいますか、やはり近いところ、今までそこで相談しておったということもありまして、過去ほどの相談内容ではございませんが、やはり償還金とか、行政のどこへ行ったらいいんだろうとか、そういったもろもろ相談業務がございます。

その地域的なものといえ、三輪福祉会館は中心にあるということであろうかと思えます。

○笹井委員

わかりました。この辺は利用とか相談の件数なども調べた上で私としても質問をしていきたいと思えます。特に教育庁所管で教育集会所という比較的目的の近いような施設もあるかと思うのですが、施設によって使われている施設と使われていない施設が明確に分かれておると。

また、三輪福祉会館、あさえふれあいセンターについても、これは公共施設マネジメントでオール光市の全ての公共施設の利用者数の調査とか、必要性の調査などもされておると思えますし、そういうデータもありますので、その辺も踏まえて私も今後また追求していきたいと思えます。

最後の項目に参ります。予算書で209ページ、公民館運営事業でございます。

公民館管理事業と運営事業ですかね、これはこちらの所管だと思いますが、最初に、公民館の管理事業の中に清掃委託料が入っていますが、この清掃委託料の発注方法について教えてください。

○縄田地域づくり推進課長

公民館の清掃委託につきましては、公民館の清掃委託につきましては、基本的には各公民館ごとに指名競争入札により業者のほう決定しております。

ただ、面積の小さく契約金額が小さい公民館につきましては、随意契約で業者のほう決定しております。

○笹井委員

大まかな回答は今でわかりましたけど、一応そこまで言うなら何公民館が指名で何公民館が随契ぐらいかまで教えていただけると助かります。

○縄田地域づくり推進課長

指名競争入札のほうをしております公民館は6公民館ありまして、室積、浅江、光井、三島、周防、大和であります。随意契約のほうは、中島田区公民館、伊保木、牛島、束荷、塩田、この5公民館になっております。

○笹井委員

わかりました。では、公民館は建物的に支所、出張所と一緒にしておるわけござ

いまして、大体玄関入ったところが出張所になっているかと思います。

今日、ちょうど出張所長さんも来られていますので、お聞きしたいのですが、各出張所のバリアフリーの状況について教えてください。特に車椅子の方、あるいは目の不自由な方がきちんと出張所の窓口までたどり着くことができるかどうか、各出張所ごとにお聞きしたいと思います。

○西崎室積出張所長

室積出張所の状況につきましてお答えいたします。

出張所執務室への入り口は自動ドアで平面になっておりまして、車椅子の方や高齢者の方もスムーズに出入りができる状況でございます。

トイレにつきましては、施設内全ての洋式・和式トイレには手すりをつけておりまして、また男性用につきましても、1階の一部には手すりがついております。

○松本浅江出張所長

失礼します。浅江出張所のバリアフリーの状況でございます。外から玄関部分に入る段差につきましては、スロープで対応しております。

次に、執務室でございますが、これにつきましては窓口カウンター一部を座席用として低くローカウンターにしております。

それから次に、トイレでございます。トイレにつきましては、多目的トイレ、オストメイトですが、これを含めまして洋式を5基備えております。そのうちの2カ所に手すりもついております。

○田中三島出張所長

それでは、三島出張所及び公民館について御説明します。

入り口前に階段のほかスリップ止が施されているタイル張りのスロープに両側に手すりが設けてあり、1階にある出張所窓口やホール等に車椅子の方々や高齢者の方々にも来庁していただけるようにつくられております。

また、トイレでございますが、オストメイトに対応した障害者用トイレが一つ設置しておりますので、それに対応できるというふうに考えております。

○後藤周防出張所長

それでは、周防出張所について説明いたします。

周防出張所も自動ドアになっており、バリアフリーになっております。

身障者トイレ、これは1基ありまして、これもオストメイトがついて使用可能になっております。ただ、出張所に入るについては、片開きドアで間口が75cmぐらいなんですけど、車椅子が大体65cm、サイズの的には入るんですけど、実際難しい状況です。私が来る前車椅子で来られた方がいらっしゃったときは、出張所の外で対応したように聞いております。もし車椅子の方がふえるということになれば、改良が必要ではないかと思っております。

○笹井委員

はい、わかりました。やっぱりいろいろ聞いてみるものですし、出張所長さん、当然自分の職場ですからよく把握されていると思います。

私もいろいろ市内の施設を見ていますけど、出張所はそうはいっても市の窓口的などこですから、そこまでは身障者の方でも何とかなるのですが、そうじゃない施設、例えば公民館の事務室みたいなどころには、行きにくいところがあるのではないかと思います。これは公民館ですから、地域づくりのほうの課の所管になると思いますけど、公民館の事務室まで車椅子の方や視力障害者の方がたどり着けるかどうか。

そしてもう一つ、最後の質問ですけど、2階の部屋へ車椅子の方が参加することが可能なのか、お尋ねしたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

公民館の事務所まで障害者等が行けるかということですが、公民館につきましては、施設の入り口にスロープが整備されておりまして、事務所まで車椅子で行くは可能であると考えております。

ただ、視覚障害者の自立歩行を支援する視覚障害者用の誘導ブロック、いわゆる点字ブロックでありますけど、こちらのほうは整備しておりません。

それと、公民館の2階へ行くことは可能かということですが、伊保木と中島田公民館以外の公民館については、全て2階建てとなっておりますが、どこもエレベーターは整備されておりません。

ただ、浅江公民館につきましては、2階につながるスロープが整備されておりますことから、車椅子で2階に行くことは可能であると考えております。

○笹井委員

わかりました。公民館自体ももう本当40年近く建っている建物もありますし、室積に関しては今コミュニティーセンターの建てかえが進んでおりまして、当然こういうバリアフリーについては対応されているものと理解をしております。

そのほかの施設も今やっぱり聞くと幾つか小さいことかもしれませんが、問題点もあるなと思いましたので、また私なりによく調査・分析して提言していきたいと思います。終わります。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○縄田地域づくり推進課長

午前中の委員さんからの御質問でありますけど、公民館の事務所まで車椅子でたどり着けるかという御質問をいただきました。そのときに公民館については、施設の入り口にスロープが整備されていることから、事務室まで車椅子で行くことは可能であるというお答えをしましたが、島田公民館につきましては、事務所自体が2階でありま

すことから、車椅子で事務所まで行くことはできません。申し訳ございませんが、訂正をさせていただきます。

○森重委員

予算書55ページ、また概要は13ページになります。元気なまち協働推進事業ですけども、これ昨年度から開始されまして、ことしも市民活動団体のさらなる公益的活動の推進や新たな市民活動団体の育成など、公共の担い手、まちづくりのかなめであるマンパワーの育成を図るために、今年度も引き続き行われるということで、市民公益活動促進事業というふうにうたわれておりまして、とても大事なところですし、昨年の実績、また一步踏み出されたその後の、今年の重要な事業だというふうに捉えております。

昨年（平成26年度）の11団体ぐらいあったと記憶しておりますけども、検証とまたその中の継続事業等の状況についてお伺いしたいと思います。

今後、この26年度、27年度事業の運営の流れというものもあると思いますので、そのあたりをお伺いすることと、それとまた本年度の応募等の状況についても、現在のところの状況がわかればお示しいただければというふうに思います。

○縄田地域づくり推進課長

元気なまち協働推進事業に関してであります。この事業につきましては、平成26年度から実施しておりまして、平成26年度におきましては、11団体がこの事業を活用し市民活動を実施しておられます。

現在の状況であります。この事業自体は、2月末までに事業を実施していただいて、3月末までに補助金を請求していただくという形になっております。

そのことから、今のところは11の事業全てにつきまして、当初予定どおり確実に取り組んでおられ、26年度事業は終了しております。

この後5月にそれぞれの団体の方から実績報告ということで発表の場を設ける予定としておりまして、27年度に事業を実施する団体におきましても、参加していただき、26年度にはこういった事業をし、こういったところがよかった、こういったところに問題があったとか、その辺を含めまして、報告会を開催する予定にしております。

なお、27年度につきましては、申し込みは2月末で締め切っております。現状、まだ詳しいことを言える段階ではありませんが、11件の申請をいただいております。

今後、この申請団体につきまして、事業の対象とすべきかどうか、そのあたりの審査をしたいと思っております。

○森重委員

昨年度の事業内容もさまざまなものがございましたけども、1年単位ではなかなか難しく、今後もずっと継続してされたほうがいいような内容なものもたくさんございましたけども、今この前年度の事業に対して継続して行われるような事業はどのあたり、どのくらいになるのかをお聞きします。

○縄田地域づくり推進課長

この事業自体、基本的には全て継続をしていただくということが前提条件にあります。そのことから、26年度に実施、補助対象としました11団体につきましては、27年度以降も事業を実施するという形になっております。

ただ、その交付団体の中で、もう補助金はなくていいよという団体もありますので、そのあたりはこの元気なまち協働推進事業は使わないという形になると思いますが、活動自体は今後も引き続き行うということでもありますことから、地域づくり推進課としましては、引き続き連絡を密にして、必要な限りの支援を行うとともに、それぞれ関係所管とつなげる部分がありましたら、連絡調整をしてつなげていきたいと思っております。

○森重委員

やはり今後のまちづくりの中で、マンパワーの育成ということで、非常に小さいけれども、今後の大きな波動を期待したい事業ですので、ぜひとも公益、市民活動団体が公益的活動に参加してまちをつくっていくという、この流れをぜひ今後とも大きく展開していただきたいというふうに思っております。これは終わります。

そしてもう1点は、先ほど出ましたLEDの促進に対して、もう少し詳しくお聞きをしたいと思っております。ページは概要が30ページで、予算書は59ページでしたかね。

先ほどのことで大体内容はわかっておるのですが、具体的にこれ各自治会なんかで、今LED化の促進というのはどのような実態で進んでいるのか、どのあたりまで進んでいるのか、そして、これは1灯というか、電球になるのか何かわかりませんが、幾らぐらいで幾らぐらいの助成がされるのかということをお聞きできればと思います、参考までに。

○藤本生活安全課長

光市防犯協会で今大体5,000灯近くの市内には自治会が管理する防犯灯があります。そのうち、光市防犯協会が設置したLED灯は、平成23年度から現在まで341基をLED設置しています。

また、多少自治会に財源に余裕がある自治会は、防犯協会の予算を頼らずして、みずから設置した分も含めると大方450ぐらいは設置されている状況でございます。（「発言する者あり」）値段は昨年度の防犯協会の入札によりますと、1灯当たり2万4,000円前後で設置しております。

○森重委員

1灯2万4,000円かかっている、そのうち助成を幾らか出されるということなのですか、ちょっと意味が。

○藤本生活安全課長

年間、478万円27年度補助金として出す予定としています。その中の防犯灯設置費、前年度は270万円だったんですけど、27年度は430万円を予定しまして、その430万円の予算の範囲内での新たな自治会等の要望により取りかえ、もしくは新設という状況になります。

○森重委員

一つの自治会で何灯もというふうに希望が出れば、それはそれでオーケーなわけですかね、公平じゃなくても。

○藤本生活安全課長

光市防犯協会は、光市連合自治会に防犯灯の設置場所の検討をお願いしてまして、防犯協会では3月の下旬から光市連合自治会に、要望調査票を配布し、光市連合自治会から各単位自治会へ申請書を出して、その調査結果をもとに必要性のあるところを光市連合自治会の中で審査し、その審査結果によって光市防犯団体連合会が設置という状況になっております。

○森重委員

なかなか理解が、実際にやってみないとわかりませんけども、いずれにいたしましても、電球の取りかえがなかなか困難な状態で、自治会でまとめて何基かをやるというような感じで、いつまでも電気が暗いようなところも残っているわけですよね。

そういうことで、今後やはり10年間取りかえなくてもいいLEDということで、自治会等の意識もあるわけですので、ぜひこのあたりも今後のLED化へ向けての促進を、実際に需要もありますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○藤本生活安全課長

防犯灯の設置後の維持管理は各自治会において、自治会長が依頼しとるという状況でございますので、光市防犯協会は防犯灯そのものを補助するような状況でございます。

○森重委員

ですから、要するに10年間やりかえなくていいものが必要になってくるということが言いたかったわけでございます。わかりました。

○四浦委員

予算書でいいますと、95ページ、下段、下から3行目に貸付償還金返納事業というものがあります。次のページ、97ページにまたがっておりますね。

それから歳入の部では、31ページ、以前といいますか、平成25年の10月の決算の委員会で少し詳しくやりましたので、きょうはできるだけ手短に、要点だけ絞っていきたいと思います。

なお、担当課長が交代をするかもしれないということから、申し送りなどももしそう

いうふうになったときはきちんとしてほしいという意味で、きょうは議論をしたいというふうに思います。

31ページは、一番下の説明欄、下から2行目からですね、これも33ページの上段に向かって、住宅新築資金等貸付金償還金並びに同和福祉援護資金貸付金償還金ということで、歳入が両方、629万6,000円並びに370万4,000円と、こういうふうに出ておりますが、ちょっとわからんから教えてほしいのですが、この歳入歳出を、歳入を見込まれている額というのは、どういう形で出されているわけですか。

○戸本人権推進課長

歳入につきましては、24年度、25年度の収入実績、26年度は引き続き償還していただいている方々、そういった引き続いて償還していただける実績のある方をもとに算出しております。

また、それプラス今までお話をしている中で、新たに償還をしましょうとか、そういった部分も含めて、この金額を算出しております。

○四浦委員

そうしますと、合点のいかない話でもあるのですが、前回の議論のおとしの10月の議論の中で、課長のほうは2日ばかりで調べて、何とかこの程度はこぎつけられるのではないかということを表明されました。長いこと、不正常になっているだけに、この議論はメリ張りがあるものが必要だと思うのですね。

そのときに、どの辺までこぎつけられそうだというふうに言われたか、なお、焦げついたといいますか、今未償還になっている額の総額は幾らか。その中で償還可能ということはどれぐらいと見積もっておるというふうに述べられたか、おさらいをしたいと思います。

○戸本人権推進課長

大変申しわけございません。25年10月の数字については今手元に数字は持っておりません。

○四浦委員

私、くせが悪く、けさになってこの問題やっぱ取り上げておかなければいけないという思いに至ったものですから、けさ通知をしたのですが、行き違いがあったようです。そうですか、課長は非常に熱心に調べて丸2日かけてやって、この辺までいけるとというのが1億円幾らかのところ、亡くなった方だとかそういうものを除かなきゃいけないわけですが、いずれにしても、それが手元になれば答えようがないでしょうから、重ねて別の角度からお尋ねしますが、どの辺まで償還金を支払ってもらえるか、目標立てて言えませんか。

○戸本人権推進課長

大変申しわけございません。25年10月の数字は持っておりませんが、まず、御存じのように償還金、貸付金でございますので、基本的には100%が本来の考え方であろうと思います。

そういった中で、私ども行政としては1円でも多くお返しいただく努力をせざるを得ないと、すべきだというふうに考えております。

○四浦委員

これは以前の議論とは全然整合性がないというか、というような答弁になりますね。なぜなら、やっぱり死亡された方がどれだけだとかいうふうなことを答えておられるのですね。死亡されているという方が42件、御本人が死亡されているということですから、それはそれで全く手がつけられないというものではないかもわかりません。

生活が困窮されておられたり、生活保護を受けられている方がとか、病気で猶予している方が27件で1億1,800万円余りとかいうふうな答弁、委員会記録があるのですね。建前の話を今ここでしても始まらないと思うので、いや全部だというふうに言い張っても、それは不可能だからこれだけ不正常が続いているのではありませんか。

重ねて聞きます。未償還は幾らですか。

○戸本人権推進課長

25年度決算で御報告しております、申しわけございません、合計しておりませんので、住宅新築資金のほうでございますが、未償還額が約3億1,200万円、同和福祉援護資金が約2億3,900万円というふうに決算報告で報告しております。

○四浦委員

総額全部支払ってもらいたいというお気持ちはわかりましたが、実際には私は不可能だと思いますけども、重ねて聞きます。これからのきちんと償還してもらう額をどういうふうに踏んでいるのかということをお尋ねします。

○戸本人権推進課長

数字は立てておりません。先ほど申しましたように、少しでも多く償還していただくための努力、当然亡くなられた方につきましては、相続が発生していますので、相続人の方にもお願いし、そういったあらゆる努力を重ねる中で償還をふやしていきたいというふうに考えております。

○四浦委員

少しでも多くということで、金額は少し曖昧なのですが、それを償還可能なものを作り遂げる年次計画というものは全く持っていないのですか、それともおおよそのところはこうだというふうに考えておられますか。

○戸本人権推進課長

年次計画という数字的なものは持っておりませんが、ただ、毎年度に新たに償還すべき額というのは当然わかっておりますので、その辺はクリアできるような努力は必要だと思います、するべきだと思っております。

また、滞納額につきましても、先ほど申しましたように、払っていただける方を探しながら、相続人の方たちと相談しながら、また返済方法につきましても、一括で返せというわけではございません。状況に応じて少しずつでも返していただきたいという話もする中で、努力をしていきたいというふうに考えております。

○四浦委員

課長が努力されて調べた結果、先ほど言いましたのは一昨年10月の議会では、24年度末で償還可能は99件で、収入未済額の中で、二つの資金、合計で5億円余りなのですが、そのうち1億3,000万円というふうには答弁をしておりますが、それは覚えていらっしゃるでしょうか。

○戸本人権推進課長

大変申しわけございません。数字を今思い出せません。

○四浦委員

それでは、気持ちはわかりますが、計画も含めてやれるだけやってみようという構えがこういう困難な事態に陥っているというふうに思います。

収納対策室というようなものが同じ部内にあって、一方では国保税だとか市県民税などについては厳しく収納を進めていくというふうな面と、もう一方では、こういうふうに業務にも、計画も何にも立たないような状態でずさんな形が残されています。

同和問題だからといっても、今からもう14年前ですか、同和対策特別措置法はなくなっているわけですから、そういうのをいつまでも引きずるということが、かえってまちづくりにはよくないというふうに私は思います。

そこで、収納対策室長のほうにお尋ねしますが、同じく平成25年10月の議会委員会で、収納対策室で方策を取りまとめて、その方策はプランを明確にしていきたいというお答えをいただいておりますが、その後、1年と半年たっておりますから、いろいろ検討を進められたと思いますが、検討結果を聞かしてください。

○戸本人権推進課長

私の資金のほう、貸付金だけちょっとお答えさせていただきます。

これにつきましては、収納対策室と協議する中で、貸付金につきましては、どういう方策がベストなのか、どういう方法で進めていくか、それは協議し、また教えていただきながらやっております。

また、当然ながらそのプランの中で償還の、目標数値といいますか、ある程度のパーセンテージ的なものはプランの中に記載しております。

○井上収納対策室長

収納対策プランの中では、大まかに分けまして、我々が扱っております税債権というのは、公債権といいまして、自治法上5年間で消滅時効が来ます。そのかわりに強制執行を市が自力で単独で執行できるという種類の債権であります。

それに比べまして、同和対策資金というものは、私債権に分類されまして、民法の適用を受けて処理をしていくという形になっておりますので、こちらのほうは自力で強制執行を行うわけにまいません。

そこで、債権管理条例の中でそういった法的な措置も含めてどういうふうに債権を処理していくのかという債権管理条例をつくるべく今研究に励んでおるところでございます。

最近では、山口県を初め宇部市、あるいは周南市さんあたりでそういった債権管理条例をつくっておられるような動きもありますので、こちらのほうもそういった債権をこれまで割と集金とか自主納付に頼っておったものを、ある程度税債権の処理にのっとったような催告書を打ったり、裁判所のほうからの催告をしていただくというふうなところまで考えて、私債権をいかように処理していくかという形について、条例のほうで定めていくようにやり方を今研究さしていただいております。

○四浦委員

1年半前のこの委員会で議論したこととは大外れの答弁をいただきまして、プランなんぞ持つような状態に今に至るまではなかったということが今の答弁でわかりましたが、もう一つお尋ねしますが、予算の説明資料の中を引用しますが、22ページ、ここは財政健全化計画というものが出ておりまして、市税収納率向上、住宅使用料収納率の向上、遊休公有財産の処分だとか云々、そのあたりが並んでおりますが、こういうものの中にもあらわれていないから今のような室長の答弁になつとるのだらうなと思いますが、私は最初担当課長が言われたように5億何千万円をきれいに償還してもらうというのは、それはもう不可能だと思いますから、そんなことを求めて言いよるわけじゃないのです。

しかし、いつまでもこういうものを負の遺産として残して、予算書決算書にあらわれてくるというようなものが、不正常なものが出てくるというのは、市の行財政、財政健全化にとっても非常によくないと思いますから、きょう改めて議論をしましたが、最後にどういうふうにけじめをつけていくかという方向づけを含めて、担当の市民部長のほうにお尋ねをしておきたいと思います。

○山本市民部長

住宅新築資金、同和福祉援護資金の貸付金の件でありますけども、収納対策室のほうは、これは今言いました公債権についての取りまとめを行う課であり、ここが、この課がこれらの貸付金についてプランを立てるということは、これはございません。

ただ、収納率向上対策特別委員会の中でいろんな意見交換を行う、あるいはいろんなノウハウを有しておりますので、そういったものを所管、人権推進課のほうがい

ろアドバイスを受けながら、収納率の向上につなげるということを現在考えております。

で、目標の数値でありますけども、先ほど来、課長が申しておりますように、1円でも多くこれは当然返していただくお金ですので、最後の1円まで回収できるように努力をしていきたいというふうに考えております。

○四浦委員

それはね全然違うのですよ。1年半前の議会の委員会の中で、収納対策室長は次のように言っております。収納対策本部を中心にしまして、これは収納対策室というふうに置きかえてもいいのだろうと思うのですが、新たに第二次光市収納率向上対策プランを24年度に立ち上げております。その中に市の債権全体の中に同和対策資金も含まれておりますので、同一のプランの中でどういうふうに収納対策を進めるかというものを、こちらのほうの収納対策室のほうで方策を取りまとめて、1冊のプランに仕上げたというふうな形でございますというふうに言っていますから、同和対策の資金も含めてと、こういうふうに触れておりますから、今部長が言われたことと当時の答弁とは違うので、今の答弁のほうが正しいのですかね。

○山本市民部長

収納率向上特別対策本部会議イコール収納対策室ではございません。この会議の中には、収納対策室以下、いわゆる回収をする税務課、水道局、下水道課、建築住宅課、病院、子ども家庭課、人権推進課、教育総務課もろもろの関係各課が集まってつくったのが対策本部会議でありますので、それがイコール収納対策室ではないということをまず御理解をいただきたいと思います。

それから、この同和関係貸付金の対策、回収につきましては、この会議の中で方策とすれば、文書や電話による催告、臨戸訪問、連帯保証人からの返済指導、口座振替等の浸透、償還義務者の確認、滞納者の生活実態把握といった取り組みを上げておりまして、28年度末の目標を現年度分30%、滞納繰越分1.2%、同和福祉援護資金につきましては、現年分25%、滞納繰越分1.5%という目標を掲げて、それに向かって現在取り組みを進めているところであります。

○四浦委員

議論はこれでとめたいと思いますが、いずれにしましても、こういう難しいテーマを担当課長任せにするというのではなくて、集団化するということをひとつ検討課題の重要な柱の中に位置づけていただきたいと、このことを強く求めて、一応この項終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第 2 号 平成27年度光市国民健康保険特別会計予算

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第 7 号 平成27年度光市後期高齢者医療特別会計予算

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

4 総務部・消防担当関係分

(1) 付託事件審査

①議案第11号 光市部制条例の一部を改正する条例

説 明：太田総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第13号 光市行政手続条例の一部を改正する条例

説 明：太田総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第15号 光市職員の配偶者同行休業に関する条例

説 明：太田総務課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

1点だけ確認させていただきたいのが、これ休業中にさっき無給っていうお話がありましたが、24ページの3番からに、育児休業を承認することっていうのがあるのですが、これ休業中に妊娠、出産をされて育児休業の申請があったときの扱いについてもう少し詳しくお聞かせください。

○太田総務課長

配偶者同行休業中に妊娠した場合の取り扱いの質問でございます。24ページのほうに第7条に承認の取り消し事由が示されております。ここの2号に、少し難しい言葉で書いてありますけども、これは産前、産後の特別休暇を取得することとなった場合、その取り消し事由の一つ、3号が、育児休業を承認することとなった場合、これも取り消しの事由となります。

こうした事由によりまして、配偶者同行休業については取り消しがされるものと解しております。

○田中委員

わかりにくかったですけど、休業を解除されて育児休業の対象になると考えてよろしいですか。

○太田総務課長

仰せのとおりでございます。

○田中委員

わかりました。ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第16号 光市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明：太田総務課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

総務委員会ちょっと離れていたもので、そもそものところを確認したいのですが、このように特別職の皆さんの給料を減額するという一番の根拠になっているのは、行政改革の一貫ということでよろしかったでしょうか。

○太田総務課長

減額の根拠でございます。まず、市長におきましては、当選の暁の公約の中に給料減額というものを示しておりまして、それに基づきまして減額をしております。

副市長、教育長等でございますが、これは市長の減額、あるいは給料改定等に伴いまして時勢に応じた減額をしておるという状況でございます。

○西村委員

市長については公約ということで、ほかの3役の方、5役の方といいますか、時勢に応じたということの説明だったと思いますが、ちなみにこの減額をして病院局の管理者を除くとありますが、影響額は年間でどれくらいになりますか。

○太田総務課長

市長の減額が月額で8万6,400円になります。副市長の減額が2万1,210円、教育長及び公営企業管理者につきましては、1万8,810円となります。これを12月で掛けまして、トータルしましたら、約174万円となります。

○西村委員

よくわかりました。市長の場合は公約ですから4年間はしようがないかもしれませんが、時勢ということであれば、今、春闘の関係で給与とか、ボーナスが上がってるということになってますから、そろそろ検討を加える時期が来たのかなと。来年はぜひ改善されることを期待したいと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第17号 光市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明：太田総務課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

44ページ見ますと、今回の改定は、幾つかの改定項目があるようですが、それぞれの影響額というか、効果額というか、それを教えてください。

○太田総務課長

各項目の影響額でございます。まず、給料表の改定でございますが、給料表につきましては、改定はいたしますが、先ほど説明を申し上げましたように現給保障を行いますので、基本的に27年度における予算におきまして、大きな影響はないと考えております。

補足して申し上げますと、1.52%引き下げて現給保障がなかった場合には、給料としては2,300万円程度の影響が考えられますが、現給保障ということになっております。

2点目の単身赴任手当の改定であります。

これにつきましては、説明をいたしましたように、基礎額が2万3,000円から3万円になるということでございます。これに該当する職員が26年度におきましては、ゼロでございます。27年度に、例えば山口市内や、県庁等に職員を派遣することになればこの部分が月額で7,000円の影響額になるかと思っております。

ちなみにその下に記しております加算額でございますが、通勤距離が片道100km以上ということでございます。山口市まで100kmはございませんので、今、想定はされております。

3番目の管理職員特別勤務手当の改定の影響額でございます。これにつきましては、実際に災害等が発生しないと支出ができないということでございますので、影響額は想

定できませんが、平成27年度の予算額は54万6,000円を計上しております。

最後に、4番目の再任用職員に対する支給手当の拡大でございますが、これは今現在、想定される業務がございませんので影響はないかとは思いますが、状況によりまして、例えばどこかの地域で災害等が発生したときに、そのときに再任用職員を派遣するようなことがあればそういったことにもなるかと思いますが、現在のところ想定がございません。影響額もないと考えております。

○笹井委員

わかりました。

次に、1番の給料表の改定ですが、これに伴って県内の給与の順位が変わるのか、これは県内の他市も同様の引き下げをするのかどうなのか、他市と光市の大きな違いがあれば教えてください。また、あわせてラスパイレス指数が今何ぼで、県内何位なのか、それが変動するのか変動しないのか、それについてもわかれば教えてください。

○太田総務課長

給料表の県内の他市の状況でございます。給料表につきましては、まず給料表の未実施のところが下関と宇部市が未実施の予定です。山口市におきましては、県の給料表を運用し、防府市につきましては、27年度は未実施で、28年度から実施の予定と聞いております。

それと、もう1点のラスパイレス指数でございます。今現在が、光市が101.1でございまして、県内高いほうから2番目になっております。

○笹井委員

はい、わかりました。

あと、最後に聞きますが、この議案は市の市長部局の改定だと思いますけど、教育委員会職員、あるいは水道局職員、病院局職員については、これはあわせた改正があるのか、それとももうないのか、そこを教えてください。

○太田総務課長

このたびの改正につきましては、教育委員会、あるいは病院局につきましてはこれに準じた形になります。水道局につきましては、公営企業でございますので所管するところではございませんので、そのあたりのことはよくわかりません。

○笹井委員

病院局は同様の改定があるけど、それはわかっているが、水道局は答える立場にないということでしょうか。

○太田総務課長

申しわけございません。先程病院局は準じた形になると申しましたが、病院局、水道

局とも、私のほうではわかりかねます。

○笹井委員

わかりました。

こっちの委員会は水道局も病院局も所管してないので、そう答えられるとそれ以上聞きようがないのですが、どうなっているのかなってという疑問を持ちながら質問を終わります。

○四浦委員

説明の中で1ですね。職員平均1.52%引き下げるとのことですが、3年間については現給保障をしてこの現給保障があれば影響はないというふうに言われたと思いますが、現給保障の中身についてまずお聞きをします。

それから、36ページから、41ページ、この表は給料表の改定表だと思うのですが、普通よく現行っていいですか、現行の表も照らし合わせるように出していたと思いますが、これをつけなかったのは何か理由があるかどうか、お尋ねをします。

○太田総務課長

2点の質問をいただきました。まず、1点目の現給保障の中身ということでございます。このたびの改定につきましては、4月1日から給料表の見直しがされ、給料が下がるわけですが、言葉どおり現給保障ということは、今現在、支給している給料を4月1日以降も引き続き支給するといった意味でございます。

2点目の現行の改定表だけで、現行のものがないというお尋ねでございます。これにつきましては、過去からも同じようにこうした形で議案の提出をさせていただいております。

○四浦委員

そうですか。以前はあったように記憶しとったけど、そんなら私の勘違いだったかね。こちらのミスでございましたね。

それから、先行議員が尋ねたところで、給料表の未実施の市が山口県下でも下関、宇部、ほかに防府市は未実施じゃが、来年度からやるというようなことだったですか、もう1つ何か市を言われたと思うのですが。

説明を聞いたらそうなのかということはわかるのだけでも、全国的な流れも教えてほしいのと、それから、いやわかる範囲でいいですよ。詳しいから、新聞記事なども吸収しておられると思いますのでね。

それから、未実施の市については、これは何かペナルティーか何かかけられるようでしょうか。お尋ねします。

○太田総務課長

まず、全国的な流れという点でございます。このたび、国のほうが給与の総合的見直

しの実施について行っております。多くの地方公共団体が国に準じて見直しをするということは聞き及んでおりますが、具体的などのくらいがということについては、今、把握しておりません。

そしてもう1点、未実施の場合のペナルティーについて何かあるのかという御質問でございますが、今のところしなかったことに対するペナルティーについては聞き及んでおりません。

○四浦委員

先行議員が尋ねたときにもう1つちょっと聞き漏らしたというべきでしょうね、であります。その他の市については光市と同様な扱いをしようとしているのかどうか。市が4つ上がりましたかね、その他の市についてはどういう形ですか。

○太田総務課長

その他の市につきましては、光市同様の給料表の改定を行うと思っております。

○四浦委員

わかりましたがもう1つだけ、現給保障ですね、私の読みようが悪いのかもわかりませんが、この文書の中にはあらわれてこないのですが、何でしょうね。やると言われるのだから、何か書いていますか、この中に、現給保障は。

○中村総務部長

現給保障の話でございますが、議案集の42ページをお願いいたします。

42ページの附則のところでございますけども、第3項給料の切替えに伴う経過措置ということで平成30年3月31までの間、給料月額のほか、その差額というのが要は今まで受けておった給料と新しい給料表で定める額との差額を支給するという事で、これが現給保障になろうかと思います。

○四浦委員

読み落としておりまして、大変失礼いたしました。ありがとうございました。
終わり。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第18号 光市職員退職手当条例の一部を改正する条例

説 明：太田総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑦議案第1号 平成27年度光市一般会計予算（総務部・消防担当部所管分）

説 明：太田総務課長、赤星消防担当課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○笹井委員

大きく4項目、最初消防から聞きましょう。187ページ、先ほどの説明で光地区消防組合の負担金は5億8,000万円で、規約により支払うということですが、5億円というちょっと市の会計からするとものすごい金額を、規約により一言で言われても何か理解が固まりませんので、どういうふうな算数によりこの5億8,000万円になったのか教えてください。

○赤星消防担当課長

光地区消防組合負担金につきましては、光地区消防組規約第13条、経費の支弁方法というところに組合の経費は関係市町の負担金をもって充てるとございます。この内容としましては、負担金総額の100分の15を3つの市町で均等割したものと、負担金の総額の100分の85を関係市町の人口割で算出したものでございます。

○笹井委員

わかりました。均等割と人口割の併用ということで理解いたしました。

では、次の項目にまいります。予算概要の11ページに財政健全化計画、財政健全化の推進ということで歳入のほうに自動販売機売り上げ手数料の徴収という項目が上がっています。これ全光市的に上がっておるのですが、これを御存じかどうか、御存じだと思います。その上で言いますが、総務部所管の自動販売機は何台ありますか。使用料、手数料収入は幾らですか、そして、使用料、手数料収入の向上に向け総務部はどのように取り組むのかお聞かせください。

○太田総務課長

まず1点目の所管する自動販売機の台数でございます。総務課が所管する自動販売機は、本庁舎地下食堂や大和支所などに5台ございます。

それと使用料につきましては、光市職員共済会が設置しているものでございまして、

使用料は減免しております。

手数料につきましては、平成25年度において21万円を歳入としておりますが、これは光市職員共済会の歳入となっております。

あと、収入の向上に向けた取り組みという御質問をいただきました。現在、地下食堂に2台設置しておりますけども、1台は紙コップの自販機でございます。この紙コップの自販機の利用が少ないことから、27年度には違った自販機の設置の検討をしております。その結果、利用の増加が図れば、結果的に手数料の増加につながることはないかと考えております。

○笹井委員

今の説明詳しくお聞きしますけど、使用料は減免だと、手数料のところで21万円上がっているが、これは光市職員共済会の収入だというふうに私受け取ったのですが、結局市の歳入としては入ってこないわけでしょうか。

○太田総務課長

仰せのとおり。市のほうには入っておりません。

○笹井委員

現状はわかりました。市のほうに入って来ないと、ところが市全体では、自動販売機売り上げ手数料の徴収ということで歳入の項目で上げてられますから、当然歳入で入ってくる検討をされておると私は考えるのですが、歳入が上がってくるような検討というのは、平成27年度予定はされてないのでしょうか。

○太田総務課長

先ほど申しましたように手数料につきましては、職員共済会の歳入になります。これは、地方公務員法に地方公共団体は、職員の保険、元気回復、その他厚生に関する事項について実施しなければならないというのがありまして、これを職員共済会において実施をしております。

共済会のほうで歳入した手数料につきましては、職員共済会において職員へのさまざまな福利厚生事業に還元しております。

○笹井委員

私も、期待しとる答え、私の質問と今かみ合っとなるのかどうかちょっと自分でも今整理がつかかねとるのですけれども、市の方針としてここ手数料徴収するというふうに上げておられるわけで、しかも歳入の区分に載っとなるわけですから、私は歳入がふえるような実効性のある取り組みをすることを期待いたします。

次の項目に入ります。旅費についてです。今、予算書的には43ページになるのかなとも思いますが、全般的な話は全部総務部のほうで所管されていますので、全般的な話でお聞きしますが、旅費規定あるいは旅費の取り扱いについては改定の取り決めとか、動

きというのはあるのでしょうか。

○太田総務課長

旅費につきましては、現在定額支給をしております。予定どおりの出張を終えた場合には同額清算としておりますが、やむを得ない事情があった場合、1泊が2泊とかなった場合とか、あるいはルート変更せざるを得ない場合には、追加支給や返納を行っております。

御質問の旅費の改定について、でございますが、旅費のうち宿泊費につきましては、宿泊するホテルによって費用が大きく変わってきますので、実際に要した経費をもって精算することなどの検討を現在行っているところでございます。

○笹井委員

宿泊費については実費清算を現在検討しておるというふうに理解いたしました。

今回の3月議会には、特に条例改正等は全くこの部分は上がってきていませんので、私は4月になっても今の状態が当面継続するのかなと考えておるわけですが、その宿泊費の実費精算に当たっては、これはどうなのでしょう、旅費条例の改定というのが議案として今後上がってくるということなのでしょう。

○太田総務課長

先ほど申しました精算につきましては、その方法とか、支給等については関係所管との調整が必要になりますが、条例の改正ではなく、運用で対応できるのではないかと考えております。

○笹井委員

これは予算で余り突っ込んで聞く話じゃないかもわかりませんが、今まで定額支給というのは市として、ルールとしてやってきまして、根拠はやっぱり旅費条例だと思います。私は、制度を変えるのであれば、当然、その条例、あるいはそれにぶら下がってる規則とかであれば、規則をきちんと明確に改正した上で制度も変更すると、取り扱いも変更するというのが筋であり、特に行政の物事の決め方の基本だと思っています。

取り扱いだけを変更して、定額支給から実費精算になると、私はこの変更はそういうレベルの問題ではないと思いますがいかがでしょうか。

○太田総務課長

先ほど申し上げました精算の方法につきましては、今、内部で検討しておりますが、運用の中でできるのではないかと思います。ただ、委員さん言われるように、実際の導入に際して、条例、規則の改正が必要であれば、やはりそういったことにはなろうかと思いますが、運用でできる部分につきましては、運用の中で対応してまいりたいと考えております。

○笹井委員

今現在検討されているということで、すぐにこの4月という話でもないのかなというふうに私も認識いたしました。旅費については、やっぱり今、他県でも問題になっているようなところもあるようでございまして、これは市民の方に明確に説明できるような理屈づけ、開始に当たっては理屈づけが必要だと提言させていただきます。

次の項目まいります。

予算概要の33ページ。33ページの一番下に職員研修の充実というところがありまして、42万9,000円上がっております。本年度新たに女性リーダー研修を行うという項目がありました。予算書で言うと49ページあたりに当たるのかなと思いますが、先ほどちょっと説明があります。この言葉の説明がなかったような気がしますので、ちょっと改めてお伺いします。

女性リーダー研修というのは何を行うのでしょうか。

○太田総務課長

女性リーダー研修のお尋ねでございます。本年度から新たな研修として女性リーダー研修を取り入れております。

これは、女性職員のうち、管理職と係長級の職員を対象として女性リーダーとしての自覚を促すとともに、女性が苦手とする思考の整理力、判断力、安定力などのスキルを習得することを目的に研修を行うとするものでございます。

○笹井委員

今言われたことを女性が苦手とするかどうかというのは、私は素直にうなずけないところもあるのですけれども、女性を対象とした、女性特有な研修会というのは私もする必要があると考えております。

特に私も本会議で取り上げましたが、やっぱりセクハラ、パワハラ対策というのは女性に限った話ではない、男性にもありますが、そうはいいまして多数の件数は女性が被害の対象者となるわけですが、これについてはこのリーダー研修、あるいは、総務、人事としては取り組む御予定はないのでしょうか。

○太田総務課長

先ほどの説明いたしましたリーダー研修の内容は未定でございますが、セクハラ、パワハラの項目については、今のところ実施の予定はございません。ほかの一般研修におきましては、そうした研修も必要と思われるので、必要に応じてそういったものを取り入れていきたいと考えております。

○笹井委員

女性リーダー研修では、そのセクハラ、パワハラ対策はやらない、やる予定はないということですね。

一般研修について、今現在特にやっておられないのでしょうか。あるいは、来年から

やらなかったものをやると、そういう取り組みはあるのでしょうか。

○太田総務課長

セクハラ、パワハラに特化した光市での独自の研修はしておりませんが、課長研修、係長研修等々含めて、セミナーパークのほうで行う研修の中には、そういった項目もございまして、職員は受講をしております。

○笹井委員

これ、県庁においては、労働政策課とか、出先で、国においては山口労働局の雇用均等室という、きちんとそういうことを専門にやる部局もあるわけですが、きちんとそういうところにマニュアルなんかとか、手引きなんかも啓発パンフレットもつくっておるのですけど、そういうものを配布して説明されたことがあるか、あるいは今後されるような予定がありますでしょうか。

○太田総務課長

過去におきましては、そういったパンフの配布等のことにつきましては、検討しておりますが、実施はしておりません。今、委員さんのほうから情報提供のありましたパンフ等につきましては、周知徹底を図る一つの方法として大変有効となりますことから、検討させていただきたいと思います。

○笹井委員

私も、本会議でこういった質問取り上げる事前の段階で、山口労働局まで行っている勉強し、資料なんかももらってきました。確かに法的には、地方自治体、市役所、役場には山口労働局とかが立ち入って調査をする権限、調停の権限、斡旋の権限一切ないのですが、ただ相談があればもう市民、県民、あるいは地方自治体の方からでも相談には応じるし、資料も必要があればどうぞ使ってくださいということでした。

今の話ですとまだまだそういうものが、今、光市役所では特に配って、きちんとした検証したことがないというふうに私は理解いたしましたので、今後そこをきちっとやっていただくよう提言して質問を終わります。

○田中委員

47ページの庁舎整備事業についてなんですが、コンクリート剥離部分の撤去、補修工事などを行うってことがあったのですが、耐震2次診断もやって、全体的な整備計画をというお話も以前からあったかと思うのですが、そのあたりの全体的な整備計画と、今回どの程度見越した補修かという部分でお聞きしたいと思います。

○太田総務課長

それではまず、このたびの補修の件について説明させていただきます。

補修につきましては、先ほど説明しましたように、庁舎整備事業の中で1つは空調設

備の実施委託と、もう一つは庁舎の老朽化からコンクリートの剥離、落下がところどころで見受けられますので、施設の安全管理上、来客が多い東側、正面玄関側のほうの補修工事を実施しようとするものでございます。

ほかに、総務部の執務室間仕切り撤去・設置工事でございますが、2階の執務スペースを整備しまして、組織的な意思伝達が行えるように工事を行います。

それと、全体的な整備ということでございます。老朽化したこの本庁舎自体はどうするかといったような御質問の内容かと思えます。全体的な整備につきましては、耐震補強工事をするのか、あるいは建替えをするのかというのはありますけども、27年度はこうしたことも含めまして庁内で検討委員会を立ち上げ、今後の進め方や方向性など、一定程度取りまとめることに着手してまいりたいと考えております。

この庁舎全体のことにしましては、多額の費用と長期にわたる一大事業でありますので、課題もたくさんございます。一つ一つ解決しながら、慎重に、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○田中委員

わかりました。本当、緊急的な対応が必要なところは補修をするのはもちろん大事なのですが、やっぱり全体的な計画の中で必要なものだけをやっていくということで取り組んでいただきたいと思っておりますので、27年度に検討委員会を立ち上げて、検討していくということなので、しっかりここで先を見越して取り組んでいただければと思います。

続いて、63ページの防災士育成補助についてなんですが、これの予算30万円ついて、昨年度はこういう自治体推薦者限定で補助を行ったと思うのですが、ことしの補助対象についてお聞かせください。

○小田防災危機管理課長

この防災士の育成補助でございますが、この目的としましては自主防災組織への活動支援を挙げているところでございます。したがって、昨年度と同様にみずからが所属する自主防災組織の代表からの推薦を受けた人に限定をさせていただくということでございます。

○田中委員

昨年度から、この対象ってということで限定っていうのは前年も理解したのですが、一部、災害ボランティア団体のリーダーとか、意識のある人たちも対象に加えてほしいということを要望しておったわけなのですが、今回も残念ながらこの要望は通らなかったということですか。

○小田防災危機管理課長

先ほども申しましたように、目的としましては、自主防災組織の活動の活発化を掲げている以上、その方が属する自主防の推薦がなければいけないということに限らせて

いただこうと思っております。

ですので、そういう意識のある方が自主防災組織に属されているのであれば、それから推薦をいただければよろしいかと思います。

○田中委員

わかりました、これは地域とのつながりもあるので、そのあたりからまた提案をしていきたいと思えます。

続いて、63ページの衛星通信ネットワーク保守管理負担金83万8,000円というものがあるのですが、これが26年度の42万1,000円から倍増しているのですが、これの説明をお願いいたします。

○小田防災危機管理課長

この保守点検につきましては、防災危機管理課に設置しております、山口県防災無線システムの地上系、衛生系の管理運営に関わる費用でございます。

平成27年度では、これの端末機の停電時の電力の供給をするUPSという機器がございますが、その交換時期に当たるということで、この費用、約39万円が追加されるということでございます。

○田中委員

わかりました。

そしたら次に、ここで聞かと思うのですが、26年度予算にサイレン等保守点検という項目があって82万1,000円上がっておったわけなのですが、今回この予算書の中からこの項目がなくなっているのですが、この説明をお願いします。

○赤星消防担当課長

田中委員さんの平成26年予算にありました、サイレン等保守点検82万1,000円がなくなったのではという御質問でございますが、従来サイレン等保守点検委託料には非常備消防が所有しておりましたサイレン吹鳴遠隔装置の保守点検料と、無線保守管理委託料が含まれておりましたが、平成26年度光市の防災行政無線の整備完了に伴い、サイレン吹鳴遠隔装置が消防から光市のほうに統合されることによりまして、保守点検委託料の支出がなくなりました。

したがいまして、残りの無線保守管理委託料が予算書の説明欄に出てきたものでございます。

○田中委員

わかりました。

もう2点お聞きしたいんですが、総務のほうにAEDの借り上げ料ということで6万9,000円、ここでいったほうがいいのかですね、挙がっておるのですが、これの基本的な各所管AEDというものが挙がっているのですが、この借り上げシステムの説明をち

よっと仕組みが、金額もばらつきがあったりするので、その説明もお願いします。

○太田総務課長

AEDに関する質問でございます。

総務課におきまして、本年度予算要求しているAEDは、本庁1階に設置しているものでございます。AEDにつきましては、公共施設は平成16年以降年次的にその配備が進められてきました。

これらの中には、寄附でいただいたもの、あるいは購入したものなど、それぞれございまして、本庁に設置の機械につきましては、平成20年に購入して耐用期間が到来することから更新するものでございます。

これまでは、毎年の予算には計上されておりましたが、必要に応じて消耗品としてバッテリー、あるいはパッドなどの取りかえは行っております。

今後につきましては、リース契約としてメンテナンス不要を条件とした長期継続契約のリース契約を締結することによりまして、支払いの平準化や適切な管理を行うこととしております。

○田中委員

寄附とか、購入したものをリースに切りかえていくということでそれぞれ挙がっていると思うのですが、これ金額はばらつきがあるのですが、これの説明をしていただけますか。

○太田総務課長

申しわけございません。総務部におきましては、6万9,000円を計上しておりますが、ほかの所管のものにつきましては承知しておりません。

○田中委員

わかりました。

これがですね、各所管またがるのですが、金額が違ふとどうなのかなって、予算でもあるので、決算のときには振るのかもしれませんが、このあたり、統一的な見解をもって説明もそうですが、統一的に取り組んでいただければと思いますのでお願いします。

○森重副市長

田中委員御質疑のとおり、AEDについては予算計上で少しばらつきが出ているのは実態であります。これはなぜかと申しますと、先ほど総務課長が申し上げたとおり、今年度初めてリースをしようとするもの、既に26年度以前に入札等において導入が決定をし、リース契約の金額が確定をしているものがありますことから、若干の金額に乖離が生じているというふうに理解をしていただければと存じます。

おおむね、今年度の予算要求、今年度新たに導入といいますかりース切りに伴う、前のものが購入や御寄附等でいただいたものが、耐用年数が到来することによって、改め

てリースにて導入をしようとするものについては、おおむね一定の金額で平準化されているというふうに理解をお願いいたします。

○田中委員

わかりました。

それでもう1点、似たようなものでお聞きしたいのですが、テレビ受信料っていうものが挙がっておりますが、これは何の受信料なのか、NHKなのか、ケーブルテレビなのか、そのあたりをお聞かせください。

○太田総務課長

テレビの受信料につきましては、各施設においてNHKと放送受信契約を締結しております。総務課所管分として本庁14台、出張所4台となっております。

受診料につきましては、NHKの放送受信料額の算出方法で事業所割引というのがございます。これで支払っておりますが、この事業所割引は同一敷地内の受診料に適用され、2台目以降が半額となるものでございます。本庁は14台設置しております、1台の衛星契約が定額で年間2万5,320円、13台が地上契約で本来1台が1万4,545円のところ、1台につきその半額の7,272円となり、14台の計で11万9,856円となります。

出張所につきましては、地上契約の4台でございまして、定額の金額掛ける4台ということで5万8,180円となっております。

○田中委員

詳細な説明をありがとうございました。理解しました。ありがとうございます。

○四浦委員

全域予算の全般にわたるものですからページ数を指定することはできないのですが、入札についてお尋ねしますが、以前から、1円も変わらない入札があったということでびっくりしておりましたが、最近は、その同額応札というのはいよいよ減ったかと思いますが、最近の例で言うとどれくらいになりましたか。

○林入札監理課長

全く同額の入札、入札額が最低入札価格ちょうどの入札が何件かまだございます。しかしながら本年度予定価格の事後公表の試行を実施したこともありまして、若干減っている状況にはなっております。

○四浦委員

平成24年度、私が言うのはえらい古いのですが、15件でありましたということが報告をされたことがありました。減っていますということなのですが、最近の年度で言うならば何件におさまっておりますか。

それは同額の場合はくじ引きをやるということになっているようですが、それはそう

なっているのでしょうか。

○林入札監理課長

同額の場合は、くじ引きをいたします。平成24年度のときには、最低入札価格が予定価格の77%ということで計算機を使えばできるというような状況でございましたので大変多くございました。

最近はその制度を改めまして、最低入札価格が調査基準価格の98%という、積算をしないとでない数字になっておりますので、最低入札価格と同額の応札額は減ってまいりました。

○四浦委員

引き続きお聞きするのですが、入札に加わる業者というのはいろんなところがありますが、やっぱり祭りをやっても、あるいはまちづくり全般でも、いろいろボランティア活動でも縁の下で力持ちでやっていただけたところが多くて、ここを業者の御意向をよく吸収して取り組むというのも非常に大事であります。

かつて光市はこの入札問題では相当他市に比べておくれがありました。例えば周南市などは、入札したらあくる日にはもう落札がどこだということ決まっておりましたが、光市の場合は10日ぐらいかかるということから、業者の場合は非常に難渋をするというか、仕事に来るのか来んのかということでゆうケースがありました。

これは委員会の中の答弁にもそういうふうにも言われておりましたが、最近、業者の集団といいますか、商工会議所建設部会とかいうふうなところと意見交換がされていますか。

○林入札監理課長

最近、意見交換等はいたしておりません。

○四浦委員

愛想のない返事をいただきましたが、以前はお聞きしたこともありました。引き続きそういう努力をしながら、業者の今日における痛みだとかに思いを寄せる、暖かい要請のスタイルを発揮されるように期待をいたしまして、終わります。

討 論

○四浦委員

議案第1号 平成27年度光市一般会計予算について反対の討論を行います。

市の全般的な流れの中で、例えば子供の医療費の無料化はその新年度も新たなところに踏み出して、非常に評価ができるということは言えると思うのですね。しかし、下松市などと比べて、なかなか人口減に歯止がかかっていないということとか、根本的にこれまで公共料金は一定の努力があるが引き上げ一方でこのたび非常にラッキーな状況が出たにも関わらず、公共料金をまだ引き下げるという決断をしない。市民の暮らしより

は、市の財政事情を上置くという、そういう市民にとって冷たい市政ということについては、まだ脱皮ができてない、いうふうに思います。

さらに職員の人事評価制度が始まりましたが、これは人員減、収入減、仕事増というふうに3つの苦難に加えて職場の中を暗くするのではないかとということを指摘いたしまして、反対討論としたいと思います。

採 決：挙手多数「可決すべきもの」